

2025年10月

企業会計基準適用指針公開草案第88号

金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）

企業会計基準適用指針公開草案第 88 号

金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）

20XX 年 XX 月 XX 日
企業会計基準委員会

目 次	項
目 的	1
適用指針	2
I. 範 囲	2
II. 用語の定義	3
III. 会計処理	4
1. 信用リスクの著しい増大に関する判定	4
(1) 金融資産のグルーピング	4
(2) デフォルト発生リスク	7
(3) 信用リスクの著しい増大に関する判定	9
(4) 信用リスクが低い金融資産	24
(5) 信用減損金融資産	28
2. 予想信用損失の算定	29
(1) 予想信用損失	29
(2) 見積期間	39
(3) 確率による加重計算	43
(4) 貨幣の時間価値	47
(5) 合理的で裏付け可能な情報	49
3. 簡素化された予想信用損失の算定方法	55
(1) 信用リスクの著しい増大に関する判定	56
(2) 予想信用損失の算定	63
4. 債権等の直接減額	66
IV. 開 示	68

1. 表示	68
2. 注記事項	71
(1) 開示目的	71
(2) 予想信用損失の分解情報	75
(3) 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報	79
(4) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報	82
(5) 連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項	93
(6) 本適用指針の適用開始に関する開示	94
V. 適用時期等	95
1. 適用時期	95
2. 経過措置	96
(1) 本適用指針の適用初年度の期首時点で存在する債権等に関する予想信用損失の算定	96
(2) 開示	97
結論の背景	BC1
経緯	BC1
開発にあたっての基本的な方針及び検討の概要	BC5
I. 範囲	BC28
II. 会計処理	BC33
1. 信用リスクの著しい増大に関する判定	BC33
(1) 全般的な方針	BC33
(2) 金融資産のグルーピング	BC44
(3) デフォルト発生リスク	BC46
(4) 信用リスクの著しい増大に関する判定	BC48
(5) 信用リスクが低い金融資産	BC62
2. 予想信用損失の算定	BC63
(1) 予想信用損失	BC63
(2) 見積期間	BC67
(3) 確率による加重計算	BC70
(4) 貨幣の時間価値	BC78
(5) 合理的で裏付け可能な情報	BC84

3. 簡素化された予想信用損失の算定方法	BC87
(1) 全般的な方針	BC87
(2) 信用リスクの著しい増大に関する判定	BC91
(3) 予想信用損失の算定	BC108
4. 債権等の直接減額	BC116
III. 開示	BC117
1. 表示	BC117
2. 注記事項	BC119
(1) 開示目的	BC119
(2) 予想信用損失の分解情報	BC124
(3) 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報	BC129
(4) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報	BC132
(5) 本適用指針の適用開始に関する開示	BC141
IV. 適用時期等	BC143
1. 適用時期	BC143
2. 経過措置	BC144
(1) 本適用指針の適用初年度の期首時点で存在する債権等に関する予想信用損失の算定	BC144
(2) 開示	BC145

設 例

- [設例 1] 信用リスクが著しく増大しているケース
- [設例 2] 信用リスクが著しく増大していないケース
- [設例 3] 十分な担保のある債権等
- [設例 4] 集合的評価
- [設例 5] 貸付実行時の信用リスクの上限との比較
- [設例 6] 債務者単位での信用リスクの評価
 - [設例 6-1] 債務者単位で信用リスクを評価できるケース
 - [設例 6-2] 債務者単位で信用リスクを評価できないケース
- [設例 7] デフォルトの発生確率を用いた予想信用損失の算定
 - [設例 7-1] 個別に算定するケース
 - [設例 7-2] 集合的に算定するケース

[設例 8] 貸倒実績率に基づく 12 か月の予想信用損失の算定

[設例 9] クレジットカードの信用枠

[設例 10] 期日経過に応じた引当率を定める方法

参考（開示例）

[開示例 1] 予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表及び債権の償却原価の著しい変動に関する情報

[開示例 2] 信用リスク・エクスポージャーの開示

[開示例 2-1] 信用リスク格付ごとの債権等の償却原価及び信用リスクに対するエクスポージャー

[開示例 2-2] 会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権

目 的

1. 本適用指針は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「会計基準」という。）における「V. 予想信用損失の算定」及び予想信用損失を算定する金融商品の信用リスクに関する「VII-2. 注記事項」を適用する際の指針を定めることを目的とする。

適用指針

I. 範 囲

2. 本適用指針は、会計基準において予想信用損失を算定することとしているすべての金融商品について適用する。

II. 用語の定義

3. 本適用指針における用語の定義は、会計基準における用語の定義と同様とする。

III. 会計処理

1. 信用リスクの著しい増大に関する判定

(1) 金融資産のグルーピング

4. 個別の債権、満期保有目的の債券、金融保証契約、当座貸越契約及び貸出コミットメント並びにこれらに準ずる契約（以下「貸出コミットメント等」という。）（以下、債権、満期保有目的の債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等を合わせて「債権等」という。）ごとに全期間の予想信用損失を算定するための過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有していない場合、包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定する。包括的な信用リスク情報には、期日経過の情報だけでなく、将来予測的なマクロ経済情報も含めて、すべての関連性のある信用情報を織り込む。
5. 包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定するにあたり、債権等を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングすることができる場合には、当該グループについて予想信用損失を算定する。債権等をグルーピングする際に用いられる共通の信用リスク特性には、例えば、次のものが含まれる。
 - (1) 業種
 - (2) 借手の所在地
 - (3) 担保の種類
 - (4) 金融商品の種類
 - (5) 信用格付

- (6) 発生の認識日
 - (7) 満期までの残存期間
 - (8) デフォルト発生リスクに影響がある場合、ノンリコース・ローンにおけるローン・トゥ・バリュー (LTV) 比率
6. 包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定するにあたり、共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングできない場合、債権等について信用リスクが著しく増大したとみなされる債権等の一部分を識別し、当該部分について予想信用損失を算定する。

(2) デフォルト発生リスク

- 7. 会計基準第 27 項に定めるデフォルト発生リスクの変動の判定において、デフォルトの定義は、原則として、対象となる金融商品について企業が内部信用リスク管理の目的で使用しているものを用いる。また、デフォルトの定義は、特定の金融商品について他の定義が適切なことを立証できる場合を除き、すべての金融商品に一貫して適用する。
- 8. 前項にかかわらず、契約上の支払が 3 か月超の期日経過となる場合には、合理的で裏付け可能な情報に基づき反証できる場合を除き、デフォルトが発生していると推定する。

(3) 信用リスクの著しい増大に関する判定

(信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定)

将来予測的な情報の利用

- 9. 期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能な場合には、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に将来予測的な情報を用いる。
- 10. 期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に期日経過の情報を用いることができる。この場合、契約上の支払期日から 1 か月超経過している場合には、信用リスクが著しく増大していると推定する。ただし、契約上の支払期日から 1 か月超経過していたとしても、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報によって信用リスクが債権等の発生の認識以降に著しく増大していないと説明できる場合には、この推定を反証することができる。

相対的アプローチ

- 11. 債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定は、期末において信用減損しているか又は実際にデフォルトが発生しているかにかか

ならず、債権等の発生の認識以降にデフォルト発生リスクが著しく増大しているかどうかに基づいて行う。

12. 債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能であり、債権等に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮する。

デフォルト発生リスクの見積期間

13. 債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定においては、債権等又は債権等のグループの特性及び同様の金融商品についての過去におけるデフォルトの発生パターンを考慮する。
14. 債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定には、原則として全期間のデフォルト発生リスクの変動を使用する。
15. 前項にかかわらず、デフォルトの発生状況が予想存続期間の特定の時点に集中していない債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、今後12か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間のデフォルト発生リスクの変動の合理的な近似として使用することができる。ただし、次のいずれかの場合を除く。
 - (1) 債権等には、今後12か月よりも先の期間にしか多額の支払義務がない。
 - (2) 信用リスクに関連するマクロ経済又はその他の要因について変化が生じているが、それらは12か月のデフォルト発生リスクには適切に反映されない。
 - (3) 信用に関連した要因の変動が債権等の信用リスクに影響を与える又はより明確な影響があるのは、12か月よりも先の期間だけである。

信用リスクの著しい増大に関する判定に用いるアプローチ

16. 債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定及び予想信用損失の算定に際しては、債権等の商品ごとに適切なアプローチを用いる。
17. 前項で用いるアプローチには様々なものがあり、明示的にデフォルトの発生確率 (Probability of default、以下「PD」という。) をインプットとして含んでいないアプローチ (貸倒実績率を用いるアプローチなど) は、デフォルト発生リスクの変動を予想信用損失の他の発生要因 (担保など) と区別できるとともに、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定の際に次の事項を考慮する場合には、適切なものとなる可能性がある。
 - (1) 債権等の発生の認識以降のデフォルト発生リスクの変動
 - (2) 債権等の予想存続期間
 - (3) 過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報のうち、

信用リスクに影響を与える可能性のある情報

18. 債権等の発生の認識以降における信用リスクの著しい変動の判定に関連する可能性がある情報には、例えば、次のものが含まれる。
- (1) 信用リスクの変動に起因する内部価格指標の著しい変動
 - (2) 債権等の発生の認識以降における信用リスクの変動により、当該債権等が新たに組成又は発行されたとした場合には著しく異なることとなるであろう契約条件の変化（特約条項の厳格化、担保又は保証の増額、収益担保率の引上げなど）
 - (3) 特定の債権等又は予想存続期間が同一の類似の債権等に係る信用リスクについての外部市場指標の著しい変動（信用スプレッド、借手に係るクレジット・デフォルト・スワップ価格、借手に関する他の市場情報など）
 - (4) 債権等に関する外部信用格付の著しい変化
 - (5) 借手に関する内部信用格付の引下げ、信用リスクの内部的な評価に使用している行動スコアリングの低下
 - (6) 事業状況、財務状況又は経済状況の不利な変化のうち、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせると予想されるもの（金利の上昇、失業率の著しい上昇など）
 - (7) 借手の経営成績の著しい変化（収益の減少、営業上のリスクの増大、運転資本の不足、財務指標の悪化、借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせる組織構成の変化など）
 - (8) 同一の借手に対する他の債権等に係る信用リスクの著しい増大
 - (9) 借手が債務を履行する能力の著しい変化を生じさせる借手の規制環境、経済環境や技術環境の著しい不利な変化（技術の転換による借手の販売製品に対する需要の減退など）
 - (10) 借手におけるデフォルトの発生確率に影響を与えると予想される債務（例えば、ノンリコース・ローン）の裏付けとなっている担保の価値の下落などの著しい変化
 - (11) 株主（親会社を含む。）が提供している保証の質の著しい変化（当該株主が資本の注入等によってデフォルトを防止する誘因及び財務上の能力を有している場合）
 - (12) 親会社又は他の関係会社からの財政支援の削減などの著しい変化、あるいは借手が予定された契約上の支払を行う経済的誘因を減少させると予想される信用補完に関する質の著しい変化
 - (13) 予想される契約条件の変更（特約条項の放棄や修正につながる可能性のある予想される契約違反、利払いの中断、利率の上昇、追加的な担保又は保証の要求など）
 - (14) 借手の予想される業績及び行動の著しい変化（契約上の支払の遅延の予想される件数又は程度の増大、クレジットカードの借手のうち信用限度額への接近又は超過の見込み、毎月最低額を支払うことが見込まれると予想される人数の著しい増大など）

- (15) 企業の信用管理のアプローチの変化（債権等がより綿密に監視又は管理されること、若しくは企業が借手に具体的に介入するようになることを含む。）
- (16) 期日経過の情報（第10項に示した反証可能な推定を含む。）
19. 債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定は、債権等の信用リスク特性や企業の状況に応じて、統計モデル、信用格付プロセス、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報のいずれか又はその組み合わせにより行う。状況によっては、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報のみによって、全期間の予想信用損失に等しい金額により算定する要件を満たしていると判断できる場合がある。一方、債権等の発生の認識時における信用リスク特性を考慮して、定性的情報と期末における内部信用格付を組み合わせることによって、信用リスクが著しく増大しているかどうか判定する場合もある。

（金融保証契約に関する信用リスクの著しい増大の判定）

20. 金融保証契約については、取消不能の契約の当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定する。
21. 金融保証契約については、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、保証の対象である債務者の当該契約に関するデフォルト発生リスクの変動を考慮する。

（貸出コミットメント等に関する信用リスクの著しい増大の判定）

22. 貸出コミットメント等については、取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日として、予想信用損失を算定する。
23. 貸出コミットメント等については、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、貸出コミットメント等に基づいて実行される貸付金に関するデフォルト発生リスクの変動を考慮する。

（４）信用リスクが低い金融資産

24. 債権等について、期末において信用リスクが低いと判断される場合には、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと推定することができる。
25. 前項に定める「信用リスクが低いと判断される場合」とは、次の（1）から（3）のすべてを満たす場合をいう。
- (1) 債権等に係るデフォルト発生リスクが低い。
- (2) 借手が近い将来の契約上のキャッシュ・フローの支払義務を履行する能力を十分に有している。
- (3) 長期的な経済状況及び事業状況の不利な変化が生じた場合であっても、必ずしも借手の債務履行能力が低下するとは限らない。

26. 第 24 項の判断は、債権等に係る信用リスクの絶対的な水準に基づいて行う。他の金融商品又は事業を営む法域の信用リスクと比べて相対的に信用リスクが低いというだけでは、信用リスクが低いと判断されない。また、担保がなければ信用リスクが低いとは考えられない場合には、信用リスクが低いとは判断されない。
- また、第 24 項の判断を行うにあたり、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的であり、かつ債権等の種類及びリスクを考慮した内部信用格付又は他の方法を用いることができる。例えば、外部信用格付が投資適格の場合には、信用リスクが低いとみなすことができる。
27. 前期に信用リスクが低いと判断されていた債権等について、期末において信用リスクが低いと判断されない場合には、会計基準第 27 項に基づく判定を行う。

(5) 信用減損金融資産

28. 信用減損金融資産に該当するかどうかの判定に関して、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える 1 つ又は複数の事象が発生している証拠には、次の事象に関する観察可能なデータが含まれる。
- (1) 発行者又は債務者の重大な財政的困難
 - (2) 契約違反（デフォルト又は期日経過事象など）
 - (3) 借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと
 - (4) 借手が破産又は他の財務上の再編を行う可能性の増加
 - (5) 財政上の困難による当該金融資産に関する活発な市場の消滅
 - (6) 発生した信用損失を反映するディープ・ディスカウントでの金融資産の購入又は組成

2. 予想信用損失の算定

(1) 予想信用損失

(予想信用損失の算定方法)

29. 信用損失の算定においては、債権等の予想存続期間を通じて、すべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮することにより、キャッシュ・フローの見積りを行う。キャッシュ・フローの見積りの際、担保の売却や契約条件と不可分の他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを考慮する。
30. 前項にかかわらず、債権等の予想存続期間を信頼性をもって見積ることができない稀な場合には、予想存続期間に代わり、残存契約期間を用いる。
31. 信用減損金融資産（購入又は組成した信用減損債権を除く。）については、次の差額により予想信用損失を算定する。
- (1) 当該信用減損金融資産の償却原価

(2) 当該信用減損金融資産のキャッシュ・フローの見積額を当初の実効金利で割り引いた現在価値

32. 予想信用損失の算定において、契約条件の一部である担保又は他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローを反映する。担保が付されている金融商品に係るキャッシュ・フローの不足額を見積る際には、担保権実行の可能性が高いかどうかにかかわらず、担保権実行の確率と当該担保から見込まれるキャッシュ・フローの金額（当該担保の取得及び売却のためのコストを控除後）及び時期を反映する。

（金融保証契約に係る予想信用損失の算定方法）

33. 金融保証契約に係るキャッシュ・フローの不足額は、保証対象となっている金融商品の条件に従った債務者によるデフォルトが発生する場合に、金融保証契約の所有者に対する弁済見込額から、所有者、債務者又は他の者から受け取ると見込んでいる金額を控除して算定する。

（貸出コミットメント等に係る予想信用損失の算定方法）

34. 貸出コミットメント等の未使用枠について、次の差額の現在価値により信用損失を算定する。
- (1) 貸出コミットメント等の所有者が貸付を受けた場合に受け取るべき契約上のキャッシュ・フロー
 - (2) 貸付を実行した場合に受け取ると見込んでいるキャッシュ・フロー
35. 貸出コミットメント等に係る予想信用損失は、貸出コミットメント等の実行に関する予想と整合的に算定する。
36. 貸付金と未使用のコミットメントの両方を含む金融商品について、貸出コミットメント等に係る予想信用損失を貸付金に係るものと区分して識別することができない場合、貸出コミットメント等に係る予想信用損失を貸付金に係る予想信用損失と一括して算定する。貸付金と未使用のコミットメントの予想信用損失の合計が貸付金の償却原価を上回るときには、貸付金の償却原価を上回る額を引当金として計上する。

（リースにより生じた債権に係る予想信用損失の算定方法）

37. リースにより生じた債権に係る予想信用損失の算定において、予想信用損失の算定に用いるキャッシュ・フローは、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」に従ってリースにより生じた債権を測定する際に用いたキャッシュ・フローと整合的なキャッシュ・フローを用いる。

（収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用

損失に関する実務上の便法)

38. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数(例えば、期日未経過、1 か月以内期日経過、1 か月超 3 か月以内の期日経過、3 か月超 6 か月以内の期日経過等)に応じた引当率を定める方法を用いることができる。その際、貸倒実績が著しく異なる顧客セグメントについては、グループを分けて適用する。

(2) 見積期間

39. 予想信用損失の算定に使用する見積期間は、原則として、貸手が信用リスクに晒される契約上の最長期間を用いる。契約上の最長期間には、延長オプションの期間が含まれる。取引慣行と整合する場合であっても、契約上の最長期間より長い期間を使用しない。
40. 前項にかかわらず、次の(1)及び(2)に該当する貸出コミットメント等については、契約上の最長期間に代わり、信用リスクに晒されると見込まれる期間のうち予想信用損失が企業の通常の信用リスク管理行動によって軽減されない期間に基づき予想信用損失を算定する。
- (1) 貸付金と未使用のコミットメントの両方を含んでいる。
 - (2) 貸手は、貸付金の返済を要求し、未使用のコミットメント枠を解約する契約上の能力を有しているが、信用リスク管理行動によって、信用損失に対するエクスポージャーを契約上の通知期間に限定する実際上の能力を有していない。
41. 前項で定める貸出コミットメント等は、その性質、管理されている方法、及び信用リスクの著しい増大に関する利用可能な情報の結果として、一般的に次の特性を有している。
- (1) 固定された期間又は返済の仕組みがなく、通常、契約上の解約期間が短い(例えば、貸手が事前通知 1 日で解約可能のクレジットカードや当座貸越枠等のリボルビング信用枠)。
 - (2) 貸手が有する契約を解約する契約上の能力は、通常の日常的な管理においては行使されず、実際に契約が解約される可能性があるのは、貸手が当該信用枠のレベルで信用リスクの増大が識別された時に限定される。
 - (3) 集合的な単位で管理されている。
42. 第 40 項に従って信用リスクに晒されると見込まれる期間のうち予想信用損失が企業の通常の信用リスク管理行動によって軽減されない期間を決定する際には、次の過去の情報及び経験などの要因を考慮する。
- (1) 類似の金融商品について信用リスクに晒された期間
 - (2) 類似の金融商品について信用リスクが著しく増大してからデフォルトが発生するまでの期間の長さ

- (3) 信用リスクが増大した場合に貸手が実行すると見込まれる信用リスク管理行動
(例えば、未使用限度額の引下げ又は撤廃等)

(3) 確率による加重計算

(複数シナリオの考慮)

- 43. 予想信用損失の算定を行う際、すべての考え得るシナリオを特定する必要はないものの、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映する。その際、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮する。
- 44. 会計基準第 27-2 項(1)に従って、一定範囲の生じ得る結果を評価することによって算定される偏りがなく確率加重された金額を算定する際、比較的単純なモデルによる評価で十分であり、複雑な分析や多数の詳細なシミュレーションを行う必要がない場合がある。例えば、リスク特性が共通している金融商品については、金融商品の大きなグループの平均信用損失が確率加重された金額の合理的な見積りとなる場合がある。

(12 か月の予想信用損失の算定におけるキャッシュ・フローの不足額)

- 45. 12 か月の予想信用損失は、デフォルトが期末後 12 か月以内（金融商品の予想存続期間が 12 か月未満である場合には期末後の予想存続期間以内）に発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額について、デフォルトが発生する確率で加重して算定する。
- 46. 前項にかかわらず、金融商品の予想存続期間が 12 か月未満である場合、12 か月の予想信用損失の算定において、期末後の予想存続期間にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額に代わり、期末後 12 か月以内にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額を用いることができる。

(4) 貨幣の時間価値

- 47. 会計基準第 27-2 項(2)に従って、予想信用損失の算定に貨幣の時間価値を考慮する際、デフォルトが発生すると予測される時点までの期間ではなく、期末までの期間にわたり、予想信用損失を割り引く。
- 48. 前項の割引を行う際、債権等の発生の認識時における実効金利又はその近似値を用いる。債権等が変動金利である場合には、期末における実効金利を用いる。ただし、購入又は組成した信用減損債権、リースにより生じた債権、金融保証契約及び貸出コミットメント等については、それぞれ次の(1)から(4)の利率を用いる。

- (1) 購入又は組成した信用減損債権については、信用調整後の実効金利
- (2) リースにより生じた債権については、企業会計基準適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」に従った貸手の計算利率
- (3) 貸出コミットメント等（ただし、実効金利が算定できない場合を除く。）については、当該貸出コミットメント等から生じる金融資産に適用される実効金利又はその近似値
- (4) 金融保証契約又は実効金利が算定できない貸出コミットメント等について、キャッシュ・フローに固有のリスクをキャッシュ・フローの不足額でなく割引率で調整する場合には、貨幣の時間価値及びキャッシュ・フローに関する現在の市場の評価を反映する割引率

(5) 合理的で裏付け可能な情報

49. 会計基準第 27-2 項(3)に従って、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で関連するすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮する際、使用する情報には、予想される期限前償還の影響、借手に固有の要因、一般的な経済状況、及び期末における現在の状況と将来の状況の両方が含まれる。また、その際、企業内部又は外部のさまざまな情報源を用いることができ、これには、例えば、次のものが含まれる。
 - (1) 企業内部における貸倒実績
 - (2) 内部信用格付
 - (3) 他社における貸倒実績
 - (4) 外部信用格付、外部の報告書及び統計データ
 - (5) 企業固有の情報源がない又は不十分な場合、比較可能な金融商品（又は金融商品グループ）に関する類似企業の実績
50. 予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて次の調整を行う。
 - (1) 過去の期間に影響を与えていない現在の状況及び将来の状況の予測を反映する。
 - (2) 過去の期間における状況のうち、将来の契約上のキャッシュ・フローに関連性のない状況の影響を除去する。

債権等の特性、過去の情報の性質及び計算された時期、過去の状況と期末における状況との比較によっては、調整前の過去の情報が最善の合理的で裏付け可能な情報となる場合がある。
51. 前項の調整に関して、予想信用損失に関連する観察可能なデータの期間ごとの変動と予想信用損失の変動との間で相関関係が見られる場合、観察可能なデータの変動を予想信用損失の算定に反映する。観察可能なデータには、例えば、次のものが含まれる。
 - (1) 国内総生産（GDP）
 - (2) 失業率

- (3) 不動産価格や商品価格
- (4) 借手の支払状況
- (5) 金融商品又は金融商品グループに係る信用損失の兆候となる他の要因

信用損失の見積りと実績との間の差異を減らすために、予想信用損失の算定に用いる方法及び仮定は、定期的に見直す。

- 52. 予想信用損失の算定に貸倒実績を用いる場合、貸倒実績率が観察されたグループと整合的な方法で定義したグループに対して、貸倒実績率に関する情報を適用する。その際、リスク特性が類似する債権等のグループにおける貸倒実績や、現在の状況を反映する適切な観察可能なデータを金融資産の各グループと関連付ける。
- 53. 過大なコストや労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮する際、同一又は類似の金融商品の信用リスクに関する観察可能な市場情報もあわせて考慮する。
- 54. 予想信用損失を算定する際、詳細な情報の入手可能性を考慮し、遠い将来の期間については詳細な見積りを行う必要はなく、利用可能な詳細な情報に基づく予測を延長して用いることができる。

3. 簡素化された予想信用損失の算定方法

- 55. 「1. 信用リスクの著しい増大に関する判定」及び「2. 予想信用損失の算定」の定めにかかわらず、次の項目については簡素化された予想信用損失の算定方法を適用することができる。
 - (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定（第 56 項から第 62 項参照）
 - (2) 債権等の予想存続期間（第 63 項参照）
 - (3) 将来予測シナリオ（第 64 項参照）
 - (4) 貨幣の時間価値（第 65 項参照）

(1) 信用リスクの著しい増大に関する判定

- 56. 信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行うにあたり、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して判定する方法を用いることができる。内部信用格付を活用して判定する方法においては、第 57 項から第 62 項に従って内部信用格付を区分して、区分に応じて債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行う。

(正常先)

- 57. 内部信用格付を活用して判定する方法において、期末において、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者を正常先とし、正常先に区分される内部信用格付を決定する。さらに正常先に区分される内部信用格付について、次

の手順により信用リスクが低い順に優良格付、中間格付及び要判定格付に区分する。

- (1) 期末におけるデフォルト発生リスクの絶対的な水準及び定性的な要因等に基づいて、信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付（以下「要判定格付」という。）を決定する。
- (2) 要判定格付と比較したデフォルト発生リスクの変動率や変動額及び定性的な要因等に基づいて、優良格付に該当する内部信用格付（以下「優良格付」という。）を決定する。
- (3) 要判定格付及び優良格付のいずれにも含まれない内部信用格付を中間格付とする。

なお、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合や、優良格付及び要判定格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合がある。

58. 期末において正常先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等について、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかに関して、次のとおり判定する。

- (1) 優良格付又は中間格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないものとして取り扱う。
- (2) 要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。ただし、次のいずれかの場合には、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。
 - ① 債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合
 - ② 債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前において信用リスクが著しく増大していないと反証した場合
 - ③ 債務者について前期末において債権等が存在しない場合

(要注意先)

59. 内部信用格付を活用して判定する方法において、期末において、金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者及び業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者を要注意先とし、要注意先に区分される内部信用格付を決定する。さらに、債権等の一部又は全部が3か月以上延滞している又はその契約条件が緩和されている債務者を要管理先として区分し、それ以外の債務者をその他要注意先として、その他要注意先及び要管理先に区分される内部信用格付を決定する。

60. 期末において、要注意先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかに関して、次のとおり判定する。

(1) その他要注意先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。ただし、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができる。

(2) 要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。

(破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先)

61. 内部信用格付を活用して判定する方法において、期末において、経営破綻の状態には至っていないものの債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者を破綻懸念先、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者を実質破綻先、法的・形式的な経営破綻の事実は発生している債務者を破綻先とし、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に区分される内部信用格付を決定する。

62. 期末において、破綻懸念先、実質破綻先又は破綻先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。

(2) 予想信用損失の算定

(債権等の予想存続期間)

63. 信用損失の算定に用いる債権等の予想存続期間の見積りを行うにあたり、内部信用格付を活用して判定する方法(第56項参照)を用いている場合には、第56項に基づく区分において正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いることができる。

リスク特性が類似した債権等のグループごとの平均残存期間を用いる場合、いったん決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継続して用いることができる。

(将来予測シナリオ)

64. 第 43 項の適用にあたり、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができる。

(貨幣の時間価値)

65. 組成した貸付金及び重要な金融要素を含む債権のうち発生の認識時に信用減損していないものについて約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて償却原価の算定を行う場合（移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）第 105-2 項）、本適用指針第 47 項の予想信用損失の算定においては、本適用指針第 48 項にかかわらず、実効金利の代わりにそれぞれ約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて割引を行う。

4. 債権等の直接減額

66. 債権等の全体又はその一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合、回収するという合理的な予想を有していない金額を債権等から直接減額する。
67. 債権等から直接減額を行う際、当該直接減額の種類と対象となる債権等に係る前期貸倒引当金残高のいずれか少ない金額まで、対象となる債権等に係る貸倒引当金残高を取り崩す。貸倒引当金のうち直接減額により債権等と相殺した後の不要となった残額があるときは、これを取り崩す。

IV. 開示

1. 表示

68. 直接減額を行い前項の定めに従い貸倒引当金残高を取り崩す場合には、直接減額の種類と当該取崩額を相殺して表示する。
69. 貸倒引当金の繰入額と取崩額（前項の定めに従い直接減額の種類と相殺した金額を除く。）は、対象となる債権等の性質に応じて、相殺の上、営業費用又は営業外費用として表示する。ここで、貸倒引当金の取崩額が繰入額を上回る場合、原則として、当該金額を営業費用若しくは営業外費用からの控除又は営業外収益として表示する。
70. 直接減額を行った後に、残存する帳簿価額を超える金額の回収を行った場合には、原則として営業外収益として表示する。

2. 注記事項

(1) 開示目的

71. 信用リスクに関する開示目的は、企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえ、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。

72. 前項の開示目的を達成するため、信用リスクに関する情報として、次の事項を注記する。
- (1) 予想信用損失の分解情報
 - (2) 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報
 - (3) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報
- ただし、上記の各注記事項のうち、前項の開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる。
73. 信用リスクに関する注記を記載するにあたり、どの注記事項にどの程度の重点を置くか、また、どの程度詳細に記載するかを第 71 項の開示目的に照らして判断する。
74. 開示目的を達成するために必要な情報は、保有する金融商品の種類や信用リスクの管理方法等により異なるものであるため、注記する情報は、第 75 項から第 92 項に掲げる注記事項に限定することを意図しておらず、第 75 項から第 92 項に掲げる注記事項以外であっても、第 71 項の開示目的を達成するために必要な情報は、信用リスクに関する情報として注記する。

(2) 予想信用損失の分解情報

75. 債権及び満期保有目的の債券に係る予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金並びに金融保証契約及び貸出コミットメント等に係る予想信用損失の残高（以下「予想信用損失引当金」という。）の変動についての情報を提供するために、債権等の特徴が類似するグループごとに予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表を注記する。調整表を作成するにあたっては、次の事項を区分して示す。
- (1) 12 か月の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金
 - (2) 全期間の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金
 - ① 期末において信用リスクが著しく増大している債権等（信用減損金融資産を除く。）
 - ② 信用減損金融資産（購入又は組成した信用減損債権を除く。）
 - ③ 予想信用損失が会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権
 - (3) 購入又は組成した信用減損債権
- また、(3)の購入又は組成した信用減損債権については、当期に発生の認識を行った債権等に係る発生の認識時の割引前の予想信用損失の合計額を注記する。
76. 予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表について、予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合には、当期中の予想信用損失引当金の変動に関する説明を注記する。変動の要因の分析には、例えば、次のものが含まれる。
- (1) 債権等のポートフォリオの構成

- (2) 購入又は組成した債権等の定量的情報
 - (3) 予想信用損失の金額の大きさ
77. 予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表について、債権及び満期保有目的の債券に係る予想信用損失を金融保証契約及び貸出コミットメント等に係るものと区別して注記する。
78. 第 75 項の(1)から(3)の区分ごとに、当期中の債権等の償却原価の著しい変動がある場合、予想信用損失引当金の変動に対する影響に関する説明を定量的情報及び定性的情報を含めて注記する。予想信用損失引当金の変動に影響する債権等の償却原価の変動には、例えば、次のものが含まれる。
- (1) 当期中に購入又は組成した債権等による変動
 - (2) 当期中に消滅の認識が行われた債権等（直接減額したものを含む。）による変動
 - (3) 12 か月の予想信用損失を計上した債権等と全期間の予想信用損失を計上した債権等との間の振替によって生じた変動

(3) 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報

79. 信用リスク管理実務及び信用リスク管理実務が予想信用損失の算定にどのように関連するかを説明するために、次の事項を注記する。
- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定方法（第 24 項に従って信用リスクが低いと判断した債権等の種類及びその判断の方法並びに第 10 項の推定の反証方法を含む。）
 - (2) デフォルトの定義及びデフォルトの定義を決定した理由
 - (3) 予想信用損失を集合的な単位で算定した場合には、集合的な単位の決定方法
 - (4) 信用減損金融資産の判定方法
 - (5) 直接減額の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接減額したが依然として履行強制活動の対象とする債権等に係る方針に関する情報を含む。）
80. 前項(2)のデフォルトの定義及びデフォルトの定義を決定した理由には、例えば、次のものが含まれる。
- (1) デフォルトを定義する際に考慮した定量的・定性的要因
 - (2) 異なる種類の債権等に異なる定義を適用したかどうか
 - (3) デフォルトが発生した後に、デフォルトが解消する確率に関する仮定
81. 会計基準第 27 項における予想信用損失の算定に用いるインプット、仮定及び見積技法を説明するために、次の事項を注記する。
- (1) インプット及び仮定の基礎並びに次のものに用いる見積技法
 - ① 12 か月及び全期間の予想信用損失の算定
 - ② 信用リスクが著しく増大したかどうかの判定
 - ③ 信用減損金融資産に該当するかどうかの判定

- (2) 将来予測的な情報の反映方法
- (3) 当期中に行った見積技法又は重要な仮定の変更及び変更の理由

これらのインプット及び仮定には、例えば、内部で保有する過去の情報又は格付情報や、債権等の予想存続期間及び担保の売却時期に関する仮定が含まれる。

また、将来予測的な情報の反映方法には、マクロ経済情報の使用が含まれる。

(4) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

(信用リスク・エクスポージャーの開示)

- 82. 信用リスク・エクスポージャーを評価し、信用リスクの著しい集中を理解できるようにするために、信用リスク格付ごとに債権等の取得価額又は償却原価、及び信用リスクに対するエクスポージャーを次の区分ごとに注記する。
 - (1) 12か月の予想信用損失に等しい金額により算定している債権等
 - (2) 全期間の予想信用損失に等しい金額により算定している債権等
 - ① 期末において信用リスクが著しく増大している債権等（信用減損金融資産を除く。）
 - ② 信用減損金融資産（購入又は組成した信用減損債権を除く。）
 - ③ 予想信用損失が会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権
 - (3) 購入又は組成した信用減損債権
- 83. 前項にかかわらず、会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権については、一定の期日経過日数に基づいて注記することができる。
- 84. 信用リスクが著しく集中する可能性を理解できるように注記する情報には、例えば、ローン・トゥ・バリュー (LTV) 比率に基づくグルーピング、特定の企業又は企業集団、業種、地域並びに発行者の種類が含まれる。
- 85. 第 82 項の開示に用いる信用リスク格付の数は、企業が信用リスク管理目的で経営者に報告している数と整合的である必要がある。
- 86. 第 10 項に従い、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの評価に期日経過の情報を用いる場合、当該債権等について期日経過状況別に記載する。
- 87. 第 4 項に従い、予想信用損失を集合的な単位で算定している場合において、債権等の償却原価又は信用リスクに対するエクスポージャーを信用リスク格付に配分することができないときには、信用リスク格付に直接配分することができる債権等と区分して開示する。

(担保及び他の信用補完が予想信用損失に与える影響)

88. 担保及び他の信用補完が予想信用損失の金額に与える影響を理解できるようにするために債権等の特徴が類似するグループごとに次の事項を注記する。ただし、(2)はリースにより生じた債権には適用しない。
- (1) 期末における信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額
(保有する担保又は他の信用補完を考慮しない。)
 - (2) 保証として保有する担保及び他の信用補完に関する説明
例えば、次のものが含まれる。
 - ① 保有する担保の内容及び質の説明
 - ② 担保に関する価値の下落による当該担保若しくは信用補完の質の著しい変化又は当期中の担保に関する方針の変動の説明
 - ③ 担保により予想信用損失を算定しなかった債権等に関する情報
 - (3) 期末において信用減損金融資産に対して保有している担保及び他の信用補完に関する定量的情報
例えば、担保及び他の信用補完が信用リスクをどの程度軽減しているかに関する定量的情報。
89. 担保及び他の信用補完が予想信用損失の金額に与える影響の説明には、例えば次のものが含まれる。
- (1) 保証として保有する担保及び他の信用補完の主な種類
 - (2) 保有する担保及び他の信用補完の定量的情報並びに予想信用損失に関する重要度
 - (3) 担保及び他の信用補完の評価及び管理に関する方針及びプロセス
 - (4) 担保及び他の信用補完の相手方の主要な類型及び相手方の信用度合い
 - (5) 担保及び他の信用補完のリスクの集中に関する情報
90. 信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額は、一般的に、次の金額から金融商品実務指針第 140 項に従って相殺した金額及び予想信用損失引当金を控除した後の額となる。
- (1) 債権の償却原価
 - (2) 金融保証契約については保証が請求された場合に企業が支払わなければならない最大金額
 - (3) 貸出コミットメント等についてはコミットメント全額
(2)及び(3)については、負債として計上している金額よりも著しく大きな金額となる場合がある。

(担保権の実行による資産の取得)

91. 担保権を実行することにより、当期中に資産を取得した場合は、期末において保有し

ている当該資産について、次の事項を注記する。

- (1) 取得した資産の性質と帳簿価額
- (2) 当該資産が容易に換金可能でない場合には、当該資産の処分又は事業における使用に関する方針

(直接減額)

92. 当期中に直接減額した金額のうち、依然として履行強制活動を継続している債権等の契約上の未回収残高を注記する。

(5) 連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項

93. 第 72 項の信用リスクに関する注記事項は、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。

(6) 本適用指針の適用開始に関する開示

94. 企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(以下「企業会計基準第 24 号」という。) 第 10 項(5)の注記に代えて、本適用指針の適用開始前の債権等に係る貸倒引当金又は他の引当金の最終残高と、本適用指針に従って算定した期首の予想信用損失引当金との調整を可能とする情報を開示する。このうち、金融資産については、関連する金融資産の分類別に情報を開示する。

V. 適用時期等

1. 適用時期

95. 本適用指針の適用時期は、20XX 年改正の会計基準 (以下「20XX 年改正会計基準」という。)と同様とする。

2. 経過措置

(1) 本適用指針の適用初年度の期首時点で存在する債権等に関する予想信用損失の算定

96. 本適用指針の適用初年度の期首時点で存在する債権等について、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に過大なコストや労力が必要となる場合、会計基準第 27 項及び第 28 項にかかわらず、当該債権等の消滅の認識が行われるまで、予想信用損失を適用初年度の期首又はそれ以降の期末における全期間の予想信用損失に等しい金額により算定することができる。

(2) 開示

97. 本適用指針の適用初年度においては、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しない。

98. 本適用指針の適用初年度においては、第 72 項に記載した内容を適用初年度の比較情報に記載することを要しない。

結論の背景

経緯

- BC1. 当委員会が 2016 年に公表した中期運営方針では、今後、我が国における会計基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みの一つとして金融商品に関する会計基準を挙げており、適用に関する実務上の懸念の把握や着手するとした場合に 3 つの分野（金融商品の分類及び測定、金融資産の減損、ヘッジ会計）を同時に扱うべきか等の検討を金融商品専門委員会において行うこととし、その後、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うとしていた。
- BC2. 当委員会は、金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり得ると考えており、また、金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得るものと考えている。しかしながら、金融商品会計について国際的に整合性を図る上では、約 20 年ぶりの抜本的な改正となるため、我が国の企業において多くの適用上の課題が生じることが想定されたことから、当委員会は、2018 年 8 月に金融商品会計の開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に対する意見を幅広く把握するために「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表した。
- BC3. その後、会計基準の開発に着手するか否かの審議において、意見募集文書に寄せられたコメントでは、金融商品に関する会計基準を改正する方向について支持が得られていると考えられたため、改正する方向で議論を進めることが提案された。また、BC1 項の 3 つの分野については次のとおり提案された。
- (1) 金融商品の分類及び測定については、国際的な会計基準との整合性を図る会計基準の開発に着手するか否かをなお慎重に検討を続ける必要がある。
 - (2) 金融資産の減損については、金融危機で顕在化した信用損失の「Too Little, Too Late」問題へ対応するために、国際的に予想信用損失モデルが導入されており、国際的な整合性を図る観点から、「金融資産の減損」について開発に着手する意義は高いと考えられる。そのため、金融商品に関する会計基準の開発に着手する。
 - (3) ヘッジ会計については、国際財務報告基準（IFRS 会計基準）におけるマクロヘッジの取扱いが今後どうなるかについて不透明なこと、現状では IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）と IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」が並存していることを踏まえ、当面、開発に着手しない。

BC4. 前項を踏まえた審議の結果、第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）において、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損について開発に着手することが了承され、次の進め方が考えられるとされた。

(1) まず減損の中心的な課題である金融機関における貸付金に関する減損の検討を行う。

同時並行的に、分類及び測定と減損の定めとの関係（IFRS 第 9 号における減損の適用と日本基準の貸倒引当金の設定の対象範囲）の整理を行う。

(2) その後、分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かを決定する。

仮に分類及び測定全体に関する会計基準の開発に着手しないこととなった場合には、IFRS 第 9 号の減損の適用範囲（貸付金などの債権のほか、満期保有目的の債券やその他有価証券に分類される債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等）に合わせて限定的な分類及び測定並びにその他の開発（例えば、減損の対象とする債券の範囲、貸付金などの債権や債券の実効金利法、金融保証契約及び貸出コミットメント等の測定等）を行うか否かを決定する。

開発にあたっての基本的な方針及び検討の概要

BC5. 金融資産の減損に関する会計基準の開発にあたって、次の 6 つのステップに分けて検討することとされた。

ステップ 1 IFRS 会計基準と米国会計基準のいずれのモデルを開発の基礎とするかの選択

ステップ 2 金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発（国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発）

ステップ 3 ステップ 2 を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討

ステップ 4 金融機関に適用される会計基準の開発（IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準の開発）

ステップ 5 一般事業会社に関する検討

ステップ 6 公開草案の公表

（ステップ 1）

BC6. ステップ 1 では、IFRS 会計基準と米国会計基準のいずれのモデルを開発の基礎とするかについて検討を行った。この点、両モデルとも予想信用損失に対する引当金を認識する点は共通しているが、それぞれ採用した場合のメリット、デメリットが存在すると考えられ、いずれのモデルが財務諸表利用者にとって有用であるかについては、それぞれ一長

一短があるため、優劣つけがたいものと考えられる。

BC7. 検討の結果、次の考え方を踏まえ、IFRS 会計基準のモデルを開発の基礎とすることとした。

(1) 我が国の会計基準は、2007 年に国際会計基準審議会（IASB）とともに公表した東京合意以後は、基本的に、IFRS 会計基準を国際的な整合性を図る対象としてきており、両者に優劣がつけられないのであれば、IFRS 会計基準のモデルを基礎として基準を開発することが適当であると考えられる。

(2) いずれのモデルが我が国の信用リスク管理の考え方及び実務並びに会計基準開発にあたり背景に据えてきた考え方と親和性があるかどうかの観点では、我が国の契約キャッシュ・フローの回収可能性に応じて債権の管理方法を変えろという現在の信用リスク管理実務の考え方及び会計基準の考え方により親和性があるのは IFRS 会計基準のモデルと考えられる。

（ステップ2）

BC8. ステップ2以降の検討にあたって、ステップ2とステップ4においてどのような会計基準を開発するのかを定め、その目的に沿った基準開発を行い、ステップ2とステップ4のいずれの会計基準を適用するかは、企業が両ステップで定める会計基準の目的や自らの状況を踏まえ会計方針として選択するアプローチとすることとした。

BC9. ステップ2の目的については、開発着手に関する検討において、国際的に同等の予想信用損失に基づく会計基準を開発し、国際的な財務諸表との比較可能性を確保することが我が国の会計基準に対する国際的な信頼を確保する上で重要であるとされていることの趣旨やこれまでの審議を踏まえ、次のとおり定めることとした。

「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。」

BC10. 前項の目的を踏まえ、ステップ2では、IFRS 第9号の予想信用損失モデルを日本基準に取り入れるにあたり、定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定め明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れること、また、IFRS 第9号との比較可能性を損なわず、IFRS 任意適用企業の個別財務諸表において日本基準を適用した場合でも IFRS 会計基準に従い作成する連結財務諸表上、基本的に修正が不要となることが前提となると考えられる。

BC11. したがって、ステップ2では我が国の金融機関に予想信用損失モデルをそのまま適用した場合の実務上の困難さに焦点を絞って何らかの対応が必要かどうか検討を行うこととし、検討の結果、IFRS 第9号の定めを原則として取り入れつつ、例外として一部の項目については、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱

いを定めることとした。

- BC12. また、貸付金の測定に関連する論点については、国際的な比較可能性の観点から検討を行い、予想信用損失モデルの対象となる貸付金の測定として IFRS 第 9 号の実効金利法による償却原価に関する定めを取り入れることとした。なお、貸付金の測定については金融商品実務指針において定めている。
- BC13. 一方、IFRS 第 9 号の定めのうち、条件変更については、IASB において IFRS 第 9 号の要求事項を明確化するためのプロジェクトが予定されており、現時点で IFRS 第 9 号の定めを取り入れたとしても、将来において日本基準を再度見直すことが必要となる可能性があるため、当面の間、条件変更に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れないこととした。
- BC14. さらに、信用リスクに関する開示に関して、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）で要求される信用リスクに関する開示項目を取り入れるかについて検討を行った。検討の結果、本適用指針 BC9 項のステップ 2 の目的を踏まえ、信用リスクに関する開示について、開示目的を定めるアプローチを採用した上で、IFRS 第 7 号で要求される開示に関する定めを原則としてすべて取り入れて国際的な会計基準と整合的なものとする事とした。

(ステップ 3)

- BC15. ステップ 3 では、IFRS 第 9 号における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理を行い、金融商品の分類及び測定の開発を行うか否かにより別途検討する論点とステップ 3 で取り上げる個別の論点を識別した。
- BC16. この点、金融資産の分類については、仮に金融資産の分類に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れた場合には、金融商品の管理手法や会計処理への影響が甚大になり、利害関係者の理解を得ることができない可能性があることが考えられるとして、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うこととした。
- BC17. 次に、ステップ 3 で取り上げる個別の論点としていた満期保有目的の債券、その他有価証券に分類される債券、金融保証契約及び貸出コミットメント等について検討を行った。
- BC18. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について、予想信用損失モデルの対象とするか否かには様々な意見が聞かれ、検討の結果、貸付金と経済的な実質が類似していると考えられる満期保有目的の債券及び貸付金代替性私募債を予想信用損失モデルの対象とすることとした。
- BC19. また、金融保証契約及び貸出コミットメント等について、IFRS 第 9 号では、金融保証契約や貸出コミットメント等のようなオフバランスのエクスポージャーは、貸付金

と同じ信用リスク管理アプローチ及び情報システムを用いて管理されていることが多いことなどから、貸付金と同様に予想信用損失を認識すべきとされている。さらに、金融保証契約及び貸出コミットメント等については、貸付金と同様の信用リスクに晒されていると考えられ、与信に係る経済的リターン及びリスクを財務諸表により忠実に表現するために、予想信用損失モデルの適用対象とすることには一定の合理性があると考えられる。これらを踏まえ、国際的な比較可能性の観点から、金融保証契約及び貸出コミットメント等についても予想信用損失モデルの対象とすることとした。

BC20. 前 2 項の予想信用損失モデルの対象とすることとした金融商品に関する貸借対照表価額に関する定め、及び金融商品の定義等については、会計基準において定めているほか、償却原価に関する定めを金融商品実務指針に設けている。

(ステップ 4)

BC21. 国際的な比較可能性を確保することを重視するステップ 2 に対して、ステップ 4 の目的については、適切な引当に関する情報を財務諸表利用者に提供しつつ、財務諸表作成者における信用リスクの管理手法との整合性を考慮し、それによる実務負担が見合いかをより重視した基準開発を目指すとして、次のとおり定めることとした。

「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準を目指す。」

BC22. 前項の目的を踏まえ、ステップ 4 では、これまでステップ 2 及びステップ 3 において検討した論点のうち、実務負担に配慮する観点から特に実務上の負担が重いと考えられる論点を抽出し、どのように IFRS 第 9 号の定めを見直して取り入れるか検討した。

BC23. 検討にあたって、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関の代表者への意見聴取を行った。当該意見聴取において聞かれた意見を踏まえ、次の項目について検討した結果、ステップ 2 における原則的な算定方法に対して、ステップ 4 は原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものと位置付け、「簡素化された予想信用損失の算定方法」を定めることとした。

- (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
- (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
- (3) 貨幣の時間価値の考慮

BC24. また、実効金利による償却原価に関する簡素化については、金融商品実務指針において定めることとした。

(ステップ 5)

BC25. 金融商品の分類及び測定の開発に着手するかどうか今後検討を行うとしていることを踏まえ、ステップ 5 の基本的な方針として、現行の日本基準における金融商品の分類及び測定を前提として、IFRS 第 9 号における取扱いや金融資産の性質等に基づいて

グルーピングした上で、IFRS 第 9 号の定めを取り入れるか、当面の間は現行の金融商品会計基準等における取扱いを継続するかを判断することとした。

- BC26. 前項の方針を踏まえた検討の結果、一般事業会社の通常の営業取引から生じる受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権については IFRS 第 9 号第 5.5.15 項において定められている営業債権、契約資産及びリース債権についての単純化したアプローチに関する定めを取り入れることとした。一方、敷金、将来返還される差入預託保証金（建設協力金及び敷金を除く。）及び預託保証金であるゴルフ会員権については、金融商品の分類及び測定の見直しに関する議論を行うまでの間、現行の金融商品会計基準等における取扱いを継続し、追加的な定めは設けないこととした。

(ステップ 6)

- BC27. ステップ 6 では、予想信用損失に係る金融商品会計基準等の体系について、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを基礎とする金融商品の減損に関する定めのうち、会計基準に相当すると判断されたハイレベルな内容については会計基準において定め、残りについては本適用指針において定めることとした。また、本適用指針では、まずステップ 2 の内容を記載した上で、ステップ 4 でステップ 2 と異なる取扱いを定める場合には、区分を設けてまとめて記載することとした。

I. 範囲

- BC28. 本適用指針では、会計基準において予想信用損失を算定することとしているすべての金融商品を対象としている（第 2 項参照）。
- BC29. 審議においては、現行の日本基準において貸倒引当金の設定の対象範囲であった貸付金等の債権については本適用指針の対象とすることに異論は聞かれなかった。一方、IFRS 第 9 号において予想信用損失モデルが適用される満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について、日本基準では著しい時価の下落が生じた場合に減損処理を行うという差異があることから、本基準開発において満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券を予想信用損失モデルの適用対象とするかどうかについて検討を行うこととした。
- BC30. この点、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券については貸付金と同様の信用リスク管理体制が構築されていない場合が多いことから、実務負担への懸念が示された。しかしながら、満期保有目的の債券については、満期まで保有することによる約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要はない（会計基準第 71 項）とされていることから、時価を考慮することなく信用リスクのみに焦点を当てることが適切と考えられるため、本適用指針の範囲に含めることとした。また、貸付金代替性私募債についてもその経済的な実質が貸付金とほぼ同一と考えられることから、本適用指針の範囲に含める

こととした。

BC31. 一方、その他有価証券に分類される債券については、様々な種類の債券が含まれ、必ずしもすべてのその他有価証券に分類される債券が IFRS 第 9 号において予想信用損失モデルの対象となるとは限らないと考えられることから、予想信用損失モデルを適用するかどうかは金融商品の分類及び測定と併せて検討する必要があると考えられるため、本適用指針の範囲に含めないこととした。

BC32. また、20XX 年改正前の金融商品会計基準等において明示的に定められていなかった金融保証契約及び貸出コミットメント等については、IFRS 第 9 号における予想信用損失モデルの適用対象と整合させるために BC19 項のとおり本適用指針の範囲に含めることとした。

Ⅱ. 会計処理

1. 信用リスクの著しい増大に関する判定

(1) 全般的な方針

BC33. 審議においては、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルにおける信用リスクの著しい増大に関する判定の定めを取入れについて検討を行った。IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルは、金融商品の当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合に全期間の予想信用損失を見積るモデル（相対的アプローチ）を採用している。

BC34. IFRS 第 9 号において、予想信用損失モデルを開発する際、「金融商品の当初認識時の信用リスクが高いという理由だけでは、当初認識時に経済的損失は生じていない」と考えられていた。この点、IFRS 第 9 号では、「経済的損失が信用リスクの当初の予想からの変動の結果として生じたことが反映され、その旨が明確に示される」という利害関係者からのコメント等を踏まえ、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大した場合に、全期間の予想信用損失を認識するよう要求することが決定された。

BC35. また、IFRS 第 9 号において、債務者単位での信用リスクの変動による判定については、「相手方評価は、相手方の信用リスクが変動していた場合には、予想信用損失の誤表示となる可能性がある。例えば、最近認識した相手方の金融商品が現在の信用リスクを考慮に入れて価格付けされたことを反映しないことになるからである。」等として、債務者単位での信用リスクの変動による判定を採用せず、個々の金融商品のレベルで信用リスクの著しい増大を判定することとされている。

BC36. ここで、相対的アプローチに基づいて予想信用損失を算定するためには、債権ごとに当初認識時から期末における信用リスクの著しい増大を把握し判定する必要があると考えられる。この点、意見募集文書に寄せられたコメントでは次のような懸念が聞かれた。

- (1) 債務者単位をベースとした現行の与信実務やリスク管理実務との整合性
- (2) 当初認識時の信用リスクに関するデータを整備し各金融資産に紐づけて保存す

るためのプロセスの整備等のコスト負担

- BC37. 前項は主に実務負担に関する懸念と考えられるが、IFRS 第 9 号は、信用リスクの著しい増大の判定についての基本となる考え方のみを定めているわけではなく、実務において適用に資する様々なガイダンス等を示すことで、一定の柔軟性を提供していると考えられる。例えば、IFRS 第 9 号では、期末において信用リスクが低いと判断される場合の推定規定（IFRS 第 9 号第 5.5.10 項）や当初の信用リスクの上限との比較による信用リスクの著しい増大の判定に関する設例（IFRS 第 9 号 IE40 項から IE42 項）のように実務の適用に資するガイダンス等を提供している。この点、IFRS 第 9 号においても状況によっては期末における絶対的な信用リスクの水準により全期間の予想信用損失を認識するアプローチ（絶対的アプローチ）の考え方を実務に適用することで信用リスクの著しい増大の判定を単純化できる場合があるとしていると考えられる。
- BC38. したがって、信用リスクの著しい増大の判定にあたっては、会計基準が定める原則を踏まえつつ、企業ごとに保有する金融商品の特性、データの利用可能性及び信用リスク管理の状況等を勘案し、IFRS 第 9 号が提供している適用の単純化及び実務負担を軽減するための様々な便法等を適切に組み合わせて行うことが考えられる。
- BC39. また、国際的な比較可能性の観点では、信用リスクが債権等の発生の認識以降に著しく増大したかどうかを判定することは予想信用損失モデルの根幹をなすため、これに関して異なる取扱いを設けた場合、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められない可能性があると考えられる。
- BC40. 以上のとおり、IFRS 第 9 号では信用リスクの著しい増大の判定に関して一定の柔軟性を提供していること及び国際的な比較可能性の観点から、IFRS 第 9 号の信用リスクの著しい増大の判定に関する定めをそのまま取り入れることとした。
- BC41. ただし、すべての企業が信用リスクの著しい増大に関する判定を行うことは実務上困難であると考えられることから、第 55 項から第 65 項のとおり簡素化された予想信用損失の算定方法を定めることとした。
- BC42. なお、海外では監督当局等から IFRS 第 9 号の柔軟性を確認するガイダンスやレターが示されている。例えば、2019 年の年末より始まった新型コロナウイルス感染症の世界的流行において公表されたガイダンス等では、コロナ禍での貸付金の支払の一時停止又は遅延を認める措置は、それ自体が、信用リスクが著しく増大したと結論付ける自動的なトリガーであるとみなすべきではないと示されている。
- BC43. 前項のガイダンス等は IFRS 第 9 号の要求事項を適用する上での追加的な情報であり、実務上の困難さを軽減することができる可能性があると考えられる。この点、我が国においても同様の考え方をを用いることができる場合があると考えられ、当該ガイダンス等は参考になり得ると考えられる。

(2) 金融資産のグルーピング

BC44. 本適用指針では、個別の債権等ごとに全期間の予想信用損失を算定するための過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有していない場合、包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定することとした。また、包括的な信用リスク情報には、期日経過の情報だけでなく、将来予測的なマクロ経済情報も含めて、すべての関連性のある信用情報を織り込むこととした(第4項参照)。これは、信用リスクの著しい増大の判定にあたって、たとえ信用リスクの著しい増大の証拠が個々の債権等ごとに利用可能でない場合であっても、信用リスクが著しく増大した場合に全期間の予想信用損失を算定するという目的を企業が果たすことを確保すること及び債権等の発生認識以降に個々の債権等ごとに信用リスクが著しく増大した場合に全期間の予想信用損失を算定した結果と近似するようにすることを目的としている。

BC45. 包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定するにあたり、第5項及び第6項のとおり、共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングできるかどうかによって次の2つの方法を定めている。

(1) 共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングできる場合(ボトムアップ・アプローチ)(第5項参照)

信用リスクが著しく増大していると予想される債務者を識別することができる共通の信用リスク特性に基づきグルーピングしたポートフォリオについて信用リスクが著しく増大していると判定し、全期間の予想信用損失を算定する方法

(2) 共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングできない場合(トップダウン・アプローチ)(第6項参照)

ポートフォリオが同質であるために信用リスクが著しく増大していると予想される債務者を識別できるような共通の信用リスク特性に基づきグルーピングすることができない場合に、デフォルト発生リスクとの相関等に基づき一部分の債権等について信用リスクが著しく増大していると判定し、全期間の予想信用損失を算定する方法

なお、当該債権等のグルーピングは、時の経過とともに債権等のグルーピング又は個々の債権等についての新たな情報が利用可能となるにつれて変化する可能性があると考えられる。

(3) デフォルト発生リスク

BC46. デフォルト発生リスクに関して、審議において、デフォルトの定義について検討を行った。デフォルトは、基本的には契約上の支払義務が果たされない状態を指すが、実務上は幅のある理解がなされているため、会計基準においてこれを具体的に定義すると、財務報告目的の定義とリスク管理目的の定義が整合せず、予想信用損失に関する有

用な情報を提供しない可能性があると考えられる。したがって、本適用指針では、デフォルトの定義は、原則として、対象となる金融商品について企業が内部信用リスク管理の目的で使用しているものを用いることとしている（第7項参照）。

BC47. しかし、デフォルトの定義について完全に各企業における信用リスク管理上の定義に委ねた場合には、信用リスクの著しい増大の判定を通じた12か月又は全期間の予想信用損失の切分けに関して、企業間での首尾一貫した適用が確保されない懸念があると考えられる。このため、本適用指針では、企業間の首尾一貫した適用を確保するため、契約上の支払が3か月超の期日経過となる場合には、合理的で裏付け可能な情報に基づき反証できる場合を除き、デフォルトが発生していると推定することとしている（第8項参照）。

（4）信用リスクの著しい増大に関する判定

（将来予測的な情報の利用）

BC48. 本適用指針では、期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能な場合には、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に将来予測的な情報を用いることとしている（第9項参照）。これは、信用リスクは、通常、債権等が期日経過となる前に、又は他の借手固有の遅行性要因（例えば、条件変更又はリストラクチャリング）が観察される前に増大していると考えられるためである。

BC49. また、本適用指針では、期日経過の情報よりも将来予測的な情報が過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではない場合、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定に期日経過の情報を用いることができることとしている（第10項参照）。例えば、クレジットカードなどの消費者ローンなどの場合、定期的に債務者の情報を入手することが困難であり、将来予測的な情報を過大なコストや労力を掛けずに利用可能ではないと考えられるため、期日経過の情報を用いることが考えられる。

BC50. 期日経過の情報を用いる場合、契約上の支払期日から1か月超経過している場合には、信用リスクが著しく増大していると推定することとしている（第10項参照）。ただし、例えば支払期日の経過が管理上の不備であり、債務者の財政上の困難から生じたわけではない場合など、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報によって信用リスクが債権等の発生の認識以降に著しく増大していないと説明できる場合には、この推定を反証することができることとしている（第10項ただし書き参照）。

（相対的アプローチ）

BC51. 本適用指針では、債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大してい

るかどうかの判定は、期末において信用減損している又は実際にデフォルトが発生しているかにかかわらず、債権等の発生認識以降にデフォルト発生リスクが著しく増大しているかどうかに基づいて行うとしている（第 11 項参照）。これは、一般的に債権等が信用減損となるか又はデフォルトが発生する前に信用リスクが著しく増大すると考えられるためである。

BC52. この点、債権等の発生認識以降の信用リスクの変動の著しさは、発生認識時点におけるデフォルト発生リスクに左右されると考えられる。したがって、デフォルト発生リスクの絶対値での変動が同じであっても、発生認識時点におけるデフォルト発生リスクが高い債権等に比べて、発生認識時点におけるデフォルト発生リスクが低い債権等の方が信用リスクの変動は著しいこととなると考えられる。

BC53. また、本適用指針では、債権等の発生認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定において、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測に関して、期末において過大なコストや労力を掛けずに利用可能であり、債権等に係る信用リスクに影響を与える可能性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮することとしている（第 12 項参照）。このため、企業は、信用リスクが債権等の発生認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、情報の網羅的な探索を行う必要はないと考えられる。

（デフォルト発生リスクの見積期間）

BC54. 本適用指針では、債権等の発生認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定には、原則として全期間のデフォルト発生リスクの変動を使用することとしている（第 14 項参照）。ただし、デフォルトの発生状況が予想存続期間の特定の時点に集中していない債権等については第 15 項(1)から(3)の場合を除き、今後 12 か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間のデフォルト発生リスクの変動の合理的な近似として使用することができることとしている（第 15 項参照）。

BC55. 前項で参照した定めは、IFRS 第 9 号において、信用リスクの著しい増大の判定にあたって全期間のデフォルト発生リスクの変動を用いなければならないが、一定の場合には今後 12 か月にわたるデフォルト発生リスクの変動を全期間のデフォルト発生リスクの合理的な近似として使用できるとされていることを受けて、日本基準においても同様の定めを設けたものである。この点、審議においては、信用リスクの著しい増大の判定において、実務上は全期間のデフォルト発生リスクの変動を使用することは難しく、12 か月のデフォルト発生リスクの変動を使用することになると考えられるという意見が聞かれた。

BC56. 前項の意見を踏まえ検討した結果、IFRS 第 9 号の結論の根拠では、第 15 項(1)から(3)のように今後 12 か月以内のデフォルト発生リスクの変動を用いることが適切とされない場合を除き、今後 12 か月以内のデフォルト発生リスクの変動は、一般的に、

金融商品の残存期間にわたるデフォルト発生リスクの合理的な近似となるはずであり、したがって要求事項と矛盾しないであろうとされていることを踏まえ、第 14 項及び第 15 項のとおり IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることとした。

(信用リスクの著しい増大に関する判定に用いるアプローチ)

- BC57. 本適用指針では、債権等の発生認識以降に信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定及び予想信用損失の算定に際しては、債権等の商品ごとに適切なアプローチを用いることとしており（第 16 項参照）、当該アプローチには様々なものがあるとしている（第 17 項参照）。
- BC58. また、本適用指針では、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定は、債権等の信用リスク特性や企業の状況に応じて、統計モデル、信用格付プロセス、利用可能な定性的情報及び非統計的な定量的情報のいずれか又はその組み合わせにより行うこととしている（第 19 項参照）。この点、信用リスクの管理方法は企業の状況によって異なることから、必ずしもデフォルトの発生確率の比較によって債権単位での信用リスクの著しい増大を判定する必要はないと考えられる。また、貸付実行時の信用リスクの上限と比較する方法（〔設例 5〕）や債務者単位での信用リスクの評価による方法（〔設例 6〕）を用いることも考えられる。
- BC59. ここで、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定にあたって、現行の引当金算定手法は貸倒実績率によるものが大半であることを踏まえると、デフォルトの発生確率の利用のみを想定する算定手法は現実的ではないため、貸倒実績率の利活用の検討を求めるといった意見が聞かれたことから、信用リスクの著しい増大の判定における貸倒実績率の利活用について審議を行った。IFRS 第 9 号では、貸倒実績率を用いるアプローチなどの明示的にデフォルトの発生確率をインプットとして含んでいないアプローチは、デフォルト発生リスクの変動を予想信用損失の他の発生要因（担保など）と区別できる場合に適切なものとなる可能性があり、また、担保価値を含めない信用リスクの変動に基づいて信用リスクが著しく増大しているかどうかを判断することとされている。
- BC60. したがって、信用リスクの著しい増大の判定において担保価値や担保処分等による回収分を含めて算出される貸倒実績率をそのまま利用することが難しいと考えられ、仮に貸倒実績率を信用リスクの著しい増大の判定に利活用とした場合、担保価値や担保処分等による回収分の影響を調整するなどの対応が必要となると考えられる。しかしながら、一定の調整を加えた上で貸倒実績率を利活用することは、かえって実務負担が生じる可能性があると考えられることも踏まえ、本適用指針では、信用リスクの著しい増大の判定における貸倒実績率の利活用について具体的な方法を定めないこと

とした。

(貸出コミットメント等に関する予想信用損失の算定)

BC61. 貸出コミットメント等は、金融機関等が顧客と合意した一定の限度まで現金を貸し付けることを約する契約並びにこれらに準ずる契約としている。これに対して、貸出コミットメント等に関する予想信用損失の算定については、取消不能のコミットメントの当事者となった日を債権等の発生の認識の日としている（第 22 項参照）。このため、貸出コミットメント等の契約時点では必ずしも予想信用損失の対象とはならず、予想信用損失の算定の対象となる貸出コミットメント等の範囲は、貸出コミットメント等の定義よりも狭くなる場合があると考えられる。

(5) 信用リスクが低い金融資産

BC62. 本適用指針では、債権等について、期末において信用リスクが低いと判断される場合には、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと推定することができることとしている（第 24 項参照）。これは、信用リスクが低い金融資産について、実務上の複雑性を低減することを目的としており、絶対的アプローチの考え方を適用することにより信用リスクの著しい増大に関する判定を単純化するものである。

2. 予想信用損失の算定

(1) 予想信用損失

BC63. 本適用指針では、信用損失の算定においては、債権等の予想存続期間を通じて、すべての契約条件を考慮することにより、キャッシュ・フローの見積りを行うこととしている（第 29 項参照）。この点、債権等の予想存続期間は信頼性をもって見積ることができるかと推定される。しかしながら、債権等の予想存続期間を信頼性をもって見積ることができない稀な場合には、予想存続期間に代わり、残存契約期間を用いることとしている（第 30 項参照）。

(金融保証契約に係る予想信用損失の算定方法)

BC64. 本適用指針では、金融保証契約に係るキャッシュ・フローの不足額は、保証対象となっている金融商品の条件に従った債務者によるデフォルトが発生する場合に、金融保証契約の保有者に対する弁済見込額から、保有者、債務者又は他の者から受け取ると見込んでいる金額を控除して算定することとしている（第 33 項参照）。

BC65. 私募債の引受人と保証人が同一の銀行である銀行保証付私募債については、貸付金代替性私募債と金融保証契約の両方が予想信用損失の対象となると考えられるものの、それぞれに対して別個に予想信用損失を算定する必要はなく、貸付金代替性私募債

に対する予想信用損失のみ算定することが考えられる。

(収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る予想信用損失に関する実務上の便法)

BC66. 本適用指針では、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等に係る 12 か月又は全期間の予想信用損失を算定する際、貸倒実績に基づき、一定の期日経過日数に応じた引当率を定める方法を用いることができることとしている(第 38 項参照)。これは、貸倒実績に基づき、将来予測的な見積りを反映して予想信用損失を算定する方法の例示であり、予想信用損失の算定に関する実務への適用に資するものであると考えられることから、IFRS 第 9 号の定めを取り入れることとした。

(2) 見積期間

BC67. 信用リスクの見積期間について、本適用指針では、予想信用損失の算定に使用する見積期間は、原則として、貸手が信用リスクに晒される契約上の最長期間を用いることとしている(第 39 項参照)。審議において、IFRS 第 9 号では契約条項に基づく期限前返済や延長を考慮した予想存続期間を信用リスクの見積期間としている一方、当該取扱いは現行実務と異なるとの意見が聞かれたことから、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れるかどうか検討を行った。検討の結果、予想存続期間を見積るためのデータを有しているか、あるいは、大きな負担を伴わずに入手可能であると考えられるため、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れた場合に必ずしも実務上困難と言えるほどの負担が生じるとは考えられないこと及び国際的な比較可能性の観点から、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることとした。

BC68. また、クレジットカードや当座貸越枠等のリボルビング信用枠などの一部の種類の貸出コミットメント等については、損失事象が発生する前にコミットメントを撤回したり、信用損失に対するエクスポージャーについて与信を行うことを約束している契約上の期間に限定したりする実際上の能力がないため、予想信用損失を金融商品の行動予測上の存続期間にわたり見積ることが信用リスクに対するエクスポージャーをより忠実に表現するものと考えられる。

BC69. したがって、第 40 項(1)及び(2)に該当する貸出コミットメント等については、契約上の最長期間に代わり、信用リスクに晒されると見込まれる期間のうち予想信用損失が企業の通常の信用リスク管理行動によって軽減されない期間に基づき予想信用損失を算定することとしている(第 40 項参照)。

**(3) 確率による加重計算
(複数シナリオの考慮)**

BC70. 本適用指針では、予想信用損失の算定を行う際、すべての考え得るシナリオを特定

する必要はないものの、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映し、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合や信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映して、信用損失が発生するリスク又は確率を考慮することとしている（第 43 項参照）。

BC71. 予想信用損失の算定にあたって、IFRS 第 9 号では、金融商品の予想信用損失を一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される偏りのない確率加重金額で測定することが要求されているのに対し、我が国の貸倒引当金算定の定め及び実務では同様の定めがないことから、実務上も限定的にしか行われていないと考えられるため、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れる場合には実務上の困難さが存在する可能性があるとして検討を行った。

BC72. この点、すべての利用可能な証拠（将来予測的な情報を含む。）によって複数のシナリオを示し、かつ、将来予測的な情報により、デフォルトの発生確率と将来予測的な経済シナリオの非線形的な関係が予想される場合に定量的な確率加重を考慮することは、これまで我が国の実務においては一部実施されていたとしても、必ずしも多くの場合に行われていたとは言えないと考えられる。このため、IFRS 第 9 号の定めをそのまま我が国の会計基準に取り入れる場合には実務に適用する上での困難が生じることが考えられることから、ガイダンスを設けることにより実務上の適用を容易にする対応も考えられた。しかしながら、ガイダンスを設けることによって企業各社の実情に応じた判断を阻害する可能性があること及び国際的な比較可能性の観点から、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることとした。

BC73. ただし、すべての企業が確率による加重計算を適用することは実務上困難であると考えられることから、第 64 項のとおり簡素化された予想信用損失の算定方法を定めることとした。

BC74. また、審議において、将来予測情報について欧米で見られるモデルを用いた予測に対する追加的な修正（マネジメント・オーバーレイ）の取扱いについて示すことを求める意見が聞かれた。しかし、検討の結果、将来予測的な情報や定性的情報の考慮に関する定めから、適切な形でマネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることが明らかであると考えられるため、マネジメント・オーバーレイについて特段の定めを設けないこととした。

（12 か月の予想信用損失の算定におけるキャッシュ・フローの不足額）

BC75. 本適用指針では、12 か月の予想信用損失は、デフォルトが期末後 12 か月以内に発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額について、デフォルトが発生する確率で加重して算定することとしている（第 45 項参照）。したがって、12 か月の予想信用損失は、企業が今後 12 か月間にデフォルトが発生すると予測

している債権等について生じる全期間の予想信用損失とは異なると考えられる。また、今後 12 か月にわたり予測されるキャッシュ・フローの不足額とも異なるものであると考えられる。

BC76. また、本適用指針では、金融商品の予想存続期間が 12 か月未満である場合には期末後の予想存続期間以内に発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額について、デフォルトが発生する確率で加重して算定することとしている（第 45 項参照）。この点、我が国の実務では、一般的に 12 か月未満のデフォルト発生リスク等に関する実績データを保有していないとして実務上の懸念が示されたことを踏まえ、金融商品の予想存続期間が 12 か月未満である場合について追加的な検討を行うこととした。

BC77. 予想存続期間が 12 か月未満の場合について予想存続期間に関する定めの特例を認めた場合、IFRS 第 9 号と異なる取扱いとなるため、国際的に IFRS 第 9 号と実務及び結果が同等となる会計基準と認められない可能性があると考えられる。しかしながら、当該取扱いは適切な引当水準を確保した上で実務負担を軽減するものと考えられ、また濫用の懸念もないと考えられることから、金融商品の予想存続期間が 12 か月未満である場合、12 か月の予想信用損失の算定において、期末後の予想存続期間にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額に代わり、期末後 12 か月以内にデフォルトが発生する場合に生じることになる全期間におけるキャッシュ・フローの不足額を用いることができるとした（第 46 項参照）。

（４）貨幣の時間価値

BC78. 本適用指針では、予想信用損失の算定に貨幣の時間価値を考慮する際、デフォルトが発生すると予測される時点までの期間ではなく、期末までの期間にわたり、予想信用損失を割引くこととし（第 47 項参照）、割引を行う際、債権等の発生時の認識時における実効金利又はその近似値を用いることとしている（第 48 項参照）。

BC79. 貨幣の時間価値について、IFRS 第 9 号では予想信用損失の測定に関する原則として、見積手法にかかわらず貨幣の時間価値を考慮することが要求されている。この点、現行の日本基準の実務ではキャッシュ・フロー見積法を用いる場合を除き、IFRS 第 9 号で要求される形で貨幣の時間価値を考慮しておらず、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れた場合の実務負担への懸念が聞かれたことから、貨幣の時間価値について IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れるかどうか検討することとした。

BC80. まず、実務負担の観点では、期末からデフォルトまでの期間及び割引率に基づくパラメータ及びモデルの調整や回収期間に関するデータ及び割引率に基づく見積パラメータの調整などの実務負担が生じ得るものの、IFRS 第 9 号では割引率について実効金利の近似値を用いることを認めており、一定の幅を許容していることから、必ずしも実務上困難という程ではないと考えられる。また、12 か月の予想信用損失の算定にあた

っては、デフォルトが発生するまでの期間は12か月であり、割引期間は最大でも12か月に回収期間を加えた期間に限定されるため、実務上は割引の影響及びそれを反映するために必要な調整が重要とならない状況も相応にある可能性があると考えられる。

BC81. 次に、国際的な比較可能性の観点では、IFRS第9号では予想信用損失の測定への貨幣の時間価値の反映は、測定に関する3つの原則の一つとして位置付けられており、この定めを取り入れない場合、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められない可能性があると考えられる。

BC82. 前2項を踏まえ、貨幣の時間価値の考慮に関するIFRS第9号の定めをそのまま取り入れることとした。ただし、すべての企業が実効金利を用いて予想信用損失を割り引くことは実務上困難であると考えられることから、第65項のとおり簡素化された予想信用損失の算定方法を定めることとした。

BC83. なお、予想信用損失モデルの適用対象となる債権等の測定と予想信用損失の算定における貨幣の時間価値の考慮を統合的に行わない場合には割引を原因とした差異が生じることから、予想信用損失の算定における貨幣の時間価値の考慮と償却原価による測定は不可分の関係にあると考えられる。この点、債権等の測定に関して、貨幣の時間価値の考慮と統合的な測定方法である償却原価に関する定めについて、金融商品実務指針において記載している。

(5) 合理的で裏付け可能な情報

BC84. 合理的で裏付け可能な情報とは、期末において過大なコストや労力を掛けずに合理的に利用可能な情報であると考えられ、このような情報には、過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測が含まれると考えられる。

BC85. 本適用指針では、予想信用損失の算定にあたって、貸倒実績などの過去の情報を用いる場合、期末において観察可能なデータに基づいて調整を行うこととしている(第50項参照)。したがって、貸倒実績率を予想信用損失の算定におけるインプットの1つとして利用することはあり得ると考えられるものの、常に貸倒実績率をそのまま利用することができるとは限らないと考えられる。なお、貸倒実績は元本だけでなく、利息に関する未回収も考慮する必要があると考えられる。

BC86. また、本適用指針では、予想信用損失を算定する際、詳細な情報の入手可能性を考慮し、遠い将来の期間については詳細な見積りを行う必要はなく、利用可能な詳細な情報に基づく予測を延長して用いることができることとしている(第54項参照)。この点、予想信用損失を算定するために必要な判断の程度は、詳細な情報の入手可能性に左右され、予測の対象期間が長いほど詳細な情報の入手可能性は低下し、予想信用損失を算定するために判断が必要となるため、債権等の予想存続期間の全体にわたる将来の状況の予測を反映することを求めないことが考えられる。また、最善の合理的で裏付け

可能な情報が調整前の過去の測定値である場合もあると考えられる。

3. 簡素化された予想信用損失の算定方法

(1) 全般的な方針

BC87. 審議において、すべての企業が原則的な処理を適用することは実務上困難であると考えられることから、BC23 項のとおり、次の項目について検討を行った。

- (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
- (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
- (3) 貨幣の時間価値の考慮

BC88. 前項の項目について、原則的な処理の考え方の大枠の中で予想信用損失の算定方法を簡素化しているものとして、次の「簡素化された予想信用損失の算定方法」を定めることとした。

- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定（第 56 項から第 62 項参照）
- (2) 債権等の予想存続期間（第 63 項参照）
- (3) 将来予測シナリオ（第 64 項参照）
- (4) 貨幣の時間価値（第 65 項参照）

BC89. また、審議において、前項の「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目について、一括して適用するにすべきか個別に選択して適用できるようにすべきかについて議論が行われた。検討の結果、企業の規模や保有する債権等の特性は様々であり、部分的に原則的な処理を適用することによって企業の信用リスク管理実務をより適切に反映する場合があると考えられることから、企業の判断により「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目について、個別に選択して適用できるとした。

BC90. 前項に関連して、企業が「簡素化された予想信用損失の算定方法」の各項目を適用したかどうかについて財務諸表利用者が理解できるように、企業が企業会計原則注解及び企業会計基準第 24 号に照らして重要な会計方針に該当すると判断した場合は、重要な会計方針として注記することが考えられる。また、本適用指針 BC88 項(1)から(3)について本適用指針第 71 項の開示目的に照らして重要な場合は、本適用指針第 79 項及び第 81 項のとおり信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報として注記することが考えられる。

(2) 信用リスクの著しい増大に関する判定

BC91. 本適用指針では、信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定を行うにあたり、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて付与している内部信用格付に基づき、内部信用格付を活用して判定する方法を用いることができることとしている（第 56 項参照）。これは、第 11 項の相対的アプローチによる原則的な信用リスクの著しい増大に関する判定について、次の懸念が聞かれたことを踏まえて検討を行い、定めることとした

ものである。

(1) 債務者単位での期末における信用リスクに基づく償却・引当実務が定着しており、債権単位での相対的アプローチによる判定が求められる場合には、現行の実務を抜本的に見直す必要があり、データの整備・保存やシステム構築等、多大な労力とシステム投資が発生し、影響は甚大であると考ええる。

BC92. 審議においては、前項の債権単位での相対的アプローチによる信用リスクの著しい増大に関する判定に対する実務負担への懸念に対して BC21 項に記載した目的を踏まえ、実務負担に配慮する観点及び適切な引当水準を確保する観点から検討を行った。

BC93. 多くの金融機関では、規制当局による金融機関の検査の基本的な考え方が示されていた「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」等の検査マニュアル（以下「金融検査マニュアル」という。）を踏まえた金融資産の信用リスク管理（資産の自己査定）実務が長年行われており、2019年12月に金融検査マニュアルが廃止された後も、これらに基づく債務者区分を基礎とする信用リスク管理が継続されていると考えられる。このため、実務負担に配慮する観点から、債務者区分を活用した信用リスクの著しい増大に関する判定の方法を検討することとした。

BC94. この点、IFRS 第9号では、当初の信用リスクの上限との比較による信用リスクの著しい増大の判定に関する設例（IFRS 第9号 IE40項から IE42項）が提供されており、状況によっては期末における絶対的な信用リスクの水準により信用リスクの著しい増大に関する判定を単純化できる場合があると考えられる。また、IFRS 第9号では、信用リスクの相手方評価に関する設例（IFRS 第9号 IE43項から IE47項）が提供されており、債務者単位での内部信用格付に基づいて信用リスクの著しい増大を判定することができる場合があると考えられる。

BC95. 上記を踏まえた検討の結果、本適用指針において金融検査マニュアルに基づく債務者区分を定義した上で、我が国のこれまでの信用リスク管理実務と親和的な債務者区分を活用した方法を定めることとした（第56項参照）。

（正常先）

BC96. 本適用指針では、正常先に区分される内部信用格付を信用リスクが低い順に優良格付、中間格付及び要判定格付に区分し、信用リスクが著しく増大しているかに関して、次のとおり判定するとしている（第57項及び第58項参照）。

- (1) 優良格付又は中間格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないものとして取り扱う。
- (2) 要判定格付に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱う。ただし、一定の場合には反証することができる。

BC97. これは、正常先の運用は金融機関によって一定程度ばらつきがあり、また、時期によっては金融危機やパンデミックの発生など大きな状況の変化が発生する中で、すべての金融機関においてあらゆる時期に正常先に区分される債務者に対する債権等について信用リスクが著しく増大していないことを一律に会計基準で担保することは困難であると考えられることから、正常先を優良格付、中間格付及び要判定格付に区分し、債務者単位で信用リスクの著しい増大を判定する方法を定めるものである。

BC98. 正常先のうち要判定格付は、絶対的な観点からは正常先に区分されるものの、相対的な観点からは債権等の発生の認識以降において信用リスクが著しく増大している債権等が含まれる可能性がある内部信用格付を指すものである。このため、当該内部信用格付については、みなし規定と反証規定の組み合わせによって債務者単位で信用リスクの著しい増大の判定を行うことを求めることとした。ただし、反証方法について、実務負担に配慮する観点から、BC94 項に記載した IFRS 第 9 号の考え方を参考として債務者単位で前期末と比較する方法を設けることとした。

BC99. 審議において、正常先の取扱いについて、正常先は信用リスクの著しい増大の懸念がない債務者・債権プールで構成されており、正常先に区分される債務者に対する債権等については一律に信用リスクが著しく増大していないとみなす取扱いが実務と整合的であるという意見が聞かれた。この点、BC97 項のとおり、本適用指針では、正常先に区分される債務者に対する債権等について一律に信用リスクが著しく増大していないとみなす取扱いを採用しないこととした。しかしながら、金融機関の状況によっては、正常先に区分される債務者に対する債権等について信用リスクが著しく増大していないと金融機関が判断することはあり得ると考えられることから、デフォルト発生リスク及び定性的な要因等に関する状況によっては、優良格付に該当する内部信用格付のみが存在し中間格付及び要判定格付に該当する内部信用格付が存在しないと判断する場合があるとしている（第 57 項なお書き参照）。

BC100. BC98 項のとおり、本適用指針では、要判定格付については、信用リスクが著しく増大しているとみなしつつ、債務者単位で前期末と比較する方法により反証することができるとしている。この点、本適用指針では、次のいずれかの場合には、債務者単位で債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとしている（第 58 項(2)参照）。

- (1) 債務者の内部信用格付が前期末において中間格付に区分されていた場合
- (2) 債務者の内部信用格付が前期末において要判定格付に区分されており、かつ、前期以前において信用リスクが著しく増大していないと反証した場合
- (3) 債務者について前期末において債権等が存在しない場合

BC101. 前項(1)は、本来的には相対的な信用リスクの変化に基づいて信用リスクの著しい増大を判定することを踏まえ、優良格付から要判定格付への格下げは信用リスクの変化が大きいと考えられる一方、中間格付から要判定格付への格下げは信用リスクの変

化が小さいと考えられることから、債務者が前期末において中間格付に区分されていた場合には反証可能とするものである。

BC102. BC100 項(2)は、前期末に要判定格付に区分された債務者について前期以前に信用リスクが著しく増大していないとして反証した場合において、当期も要判定格付に区分されている場合、前期末と比較して信用リスクは著しく増大していないと考えられるため、引き続き債務者単位では信用リスクが著しく増大していないとして反証可能とするものである。

BC103. BC100 項(3)は、新規取引先に対する債権等の実行年度の取扱い（当初貸付時から要判定格付に区分される債権等の取扱いを含む。）について明確化するために定められたものである。前期末に債務者単位で債権等が存在しない場合には、期末においては貸付を実行した直後の貸付金しか存在していないと考えられること、また、実務上の負担を軽減するために債務者単位で前期末と比較するプロセスのみとしていることから、当該債権等は期末において貸付時と比較して信用リスクが著しく下落していないとみなし、信用リスクが著しく増大していないとして反証可能とするものである。

(要注意先)

BC104. まず、その他要注意先について、その他要注意先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等は、原則として債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱うが、債権等の発生の認識以降におけるデフォルト発生リスクの変動に基づき、個別の債権等の単位で、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していないと反証することができるとしている（第 60 項(1)参照）。

BC105. 前項は、その他要注意先については、業況が低調ないしは不安定、又は財務状況に問題があるなどの債務履行に関する問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要する債務者が区分されると考えられることから、定性的な要因から、信用リスクが著しく増大しているとみなすものである。ただし、その他要注意先に区分された後に貸し付けた債権等は、貸付時と比較して信用リスクが著しく増大していない場合もあると考えられるため、個別の債権等の単位で反証可能としている。なお、この趣旨を踏まえると債務者単位での反証とすることはできないため、債権単位で管理することによる事務負担を懸念する場合には、反証しないことが考えられる。

BC106. 次に、要管理先について、要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等は、債権等の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱うこととしている（第 60 項(2)参照）。

BC107. 前項は、要管理先については、債務履行に関する問題が顕在化しており、今後の管理に注意を要するとされる債務者であって、当該債務者に対する債権等の一部又は全部が 3 か月以上延滞している又はその契約条件が緩和されている債務者が区分され

ることから、期日経過や条件変更といった借手固有の遅行性要因が既に観察できる状況にあると考えられるため、信用リスクが著しく増大しているものとみなすものである。また、借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたことをもって信用減損金融資産に該当すると定義していることや、3か月以上の延滞をデフォルトとみなす反証可能な推定規定を設けることを踏まえ、要管理先については反証規定を設けないこととした。

(3) 予想信用損失の算定

(債権等の予想存続期間)

- BC108. 債権等の予想存続期間について、現行実務では、日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」において、今後の予想損失額を見込む一定期間は貸付金等の平均残存期間とすることを原則としつつ、当面の取扱いとして、要注意先債権のうち要管理先債権については今後3年間の、その他の要注意先債権については今後1年間の予想損失額を見込む場合には、監査上妥当なものとして取り扱うこととされている。この点、全期間の予想信用損失の算定にあたり平均残存期間を正確に算定できない場合も想定されることから、当該現行実務における取扱いのような簡便法の検討が必要であるという意見が聞かれた。
- BC109. 検討の結果、次の考え方を踏まえ、前項の現行実務における取扱いを取り入れないこととした。
- (1) 企業及び企業が保有する金融資産の種類等によって残存期間は異なると考えられるため、あらゆる時期及びすべての金融機関において実態と乖離しないように一律の年数を会計基準で設定することは困難であると考えられる。
 - (2) その他要注意先については信用リスクが著しく増大しているとみなして全期間の予想信用損失を算定することとしているが、仮に簡便法として1年を採用した場合、結果的に信用リスクが著しく増大していない12か月の予想信用損失と同じ取扱いとなるため、その他要注意先について予想信用損失の見積期間を1年とすることは会計基準として適切ではないと考えられる。
- BC110. ただし、実務への配慮として、本適用指針では、債権等の予想存続期間の見積りを行うにあたり、内部信用格付を活用して判定する方法（第56項参照）を用いている場合には、正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等については、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いることができ、いったん決定した平均残存期間について、状況に大きな変化がない限り、継

続して用いることができることとしている（第 63 項参照）。

（将来予測シナリオ）

- BC111. 本適用指針では、信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができることとしている（第 64 項参照）。これは、複数シナリオの考慮が求められる場合の実務負担に懸念が示されたことを踏まえ、実務負担に配慮する観点から、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオと他の将来予測シナリオの発生確率が正規分布で近似できる関係にあり、関連する信用損失の間に線形のあると予想されるとみなして設けたものである。
- BC112. 第 64 項の適用にあたって、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオであることを合理的に説明できれば、複数のシナリオを検討した上で、他のシナリオと厳密に比較することは必ずしも求められないと考えられる。
- BC113. また、第 64 項の方法により予想信用損失を算定した結果、予想信用損失が明らかに実態と異なると企業が判断する場合がありますと考えられる。企業が明らかに調整が必要と判断する場合には、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオによる予想信用損失にオーバーレイ調整により可能性が高くないシナリオの影響を反映させることが考えられる。

（貨幣の時間価値）

- BC114. 本適用指針では、貸付金及び重要な金融要素を含む債権について約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて償却原価の算定を行う場合の予想信用損失の算定においては、実効金利の代わりに約定金利（又は約定金利相当の率）を用いて割引を行うとしている（第 65 項参照）。これは、貨幣の時間価値に関する IFRS 第 9 号の定めを取り入れることにより、予想信用損失の算定及び債権等の償却原価の算定に実効金利による割引が求められることへの実務負担に対する懸念に配慮する観点から設けたものである。
- BC115. BC83 項のとおり、予想信用損失の算定における貨幣の時間価値の考慮と償却原価による測定は予想信用損失の計算過程において不可分の関係にあると考えられることから、金融商品実務指針第 105-2 項と本適用指針第 65 項は同時に適用することとしている。

4. 債権等の直接減額

- BC116. 債権等に関する直接減額に関する会計処理については、20XX 年改正前の金融商品実務指針において定められていた。20XX 年の金融商品会計基準等の改正に伴い、IFRS 第 9 号の直接償却の定めを踏まえ、債権等の全体又はその一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合、回収するという合理的な予想を有していない金額を

債権等から直接減額することとし、表現を見直した上で、本適用指針において定めることとした。

Ⅲ. 開 示

1. 表示

BC117. 貸倒引当金の繰入額と取崩額及び貸倒損失額の表示については、20XX年改正前の金融商品実務指針において定められていた。20XX年の金融商品会計基準等の改正に際して、予想信用損失に関連する定めは本適用指針において定めることとしたため、貸倒引当金の繰入額と取崩額及び直接減額の金額の表示を本適用指針において定めることとした。

BC118. 審議において、貸借対照表における破産更生債権等の区分表示について検討が行われた。この点、企業会計原則注解（注16）は破産債権、更生債権及びこれに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するとしている。一方、20XX年改正前の会計基準は、債権について、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に区分していたが、20XX年改正会計基準は予想信用損失モデルを導入したことに伴い、当該区分を廃止した。

審議の結果、貸借対照表において破産更生債権等を区分表示することは一定の有用性があると考えられるものの、20XX年改正会計基準において破産更生債権等の区分が廃止されたこと及び信用リスクに関する注記事項が拡充されたことを踏まえて、破産更生債権等の区分表示を求めないこととした。

2. 注記事項

(1) 開示目的

BC119. 当委員会は、2022年6月に「企業会計基準等の開発において開示を定める際の当委員会の方針（開示目的を定めるアプローチ）」を公表した。当該方針に基づき、本適用指針においても開示目的を定めるアプローチを採用することとした。

BC120. 開示目的を定めるにあたって、審議において、開示目的は上位の概念であるため適用指針ではなく会計基準に記載する方がよいという意見が聞かれた。この点、会計基準では信用リスクに関する開示だけでなく金融商品に関する全般的な開示目的を定めるべきと考えられることから、会計基準において金融商品に関する全般的な開示目的を定めた上で、本適用指針において信用リスクに限定した開示目的を定めることとした（本適用指針第71項参照）。

BC121. この点、信用リスクに関する開示は金融機関と一般事業会社では求められる開示の水準が異なると考えられることから、企業の事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえて開示要否を判断することを信用リスクに関する開示目的に含めることとした。なお、事業目的に照らした債権等の重要性を踏まえ開示が必要な企業とは、一般的

には、債権等を利用して利益獲得を目指すような事業目的を有している銀行や保険会社、ノンバンク等が想定される。

BC122. 次に、開示目的を達成するための注記事項について、BC125 項及び BC133 項のとおり実務上の困難さが特に高いと思われる注記事項について個別に検討を行った上で、IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する注記事項を除き IFRS 第 7 号で要求される信用リスクに関する開示をすべて取り入れることとした。ただし、我が国の利害関係者にとって理解しやすい体系となるよう次のとおり並び替えることとした（第 72 項参照）。

- (1) 予想信用損失の分解情報
- (2) 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報
- (3) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

BC123. 審議において、IFRS 第 7 号第 35C 項及び B6 項の財務諸表以外の開示への参照の定めを取り入れるかについて検討を行った。当該定めは、財務諸表から他の書類（経営者による説明又はリスク報告書などのうち財務諸表利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能なもの）への参照を可能とする定めである。検討においては、作成者におけるコスト負担の軽減という利点がある一方、該当する参照先が存在しない可能性、監査上の懸念及び金融商品取引法に基づく財務諸表を前提とした場合における「企業内容等の開示に関する内閣府令」との関係に関する懸念が考えられるとして、当該定めを取り入れない場合の影響について議論が行われた。この点、当該定めを取り入れない場合には、IFRS 第 7 号との基準差異となるものの、参照先の記載内容が財務諸表において開示されることとなるため、開示の情報量には影響せず、開示の有用性は損なわれまいと考えられた。これを総合的に検討し、当該定めを取り入れないこととした。

(2) 予想信用損失の分解情報

BC124. 本適用指針では、予想信用損失引当金の変動についての情報を提供するために、債権等の特徴が類似するグループごとに予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表を注記することとしている（第 75 項参照）。

BC125. 審議において、当該開示を BC122 項に記載した実務上の困難さが特に高いと思われる注記事項の 1 つとして取り上げ、IFRS 第 7 号 IG20B 項の開示例における調整表の内訳項目ごとに検討を行った。その際、当該調整表の作成にあたって一部の内訳項目を開示するために相応のコストが生じる可能性があると考えられることから、我が国の財務諸表利用者の情報ニーズを確認するためにアウトリーチを行うこととした。アウトリーチの結果では、多くの我が国の財務諸表利用者が当該調整表に対する情報ニーズを有していると考えられたため当該開示を取り入れることとしたが、調整表における期中変動の内訳項目については、必ずしもすべての内訳項目について同水準の情報ニーズがある状況ではなく、内訳項目によって重視する度合いに濃淡があるとの意見

が聞かれた。このため、当該調整表を注記する際には、企業は開示目的に照らして調整表における内訳項目を判断することが考えられる。

BC126. ここで、第 75 項の債権等の特徴が類似するグループとは、開示目的に照らして債権等の特徴に基づいてグルーピングするものと考えられ、例えば、法人向け貸付金、住宅ローン、クレジットカードなどにグルーピングすることが考えられる。なお、当該グループは第 5 項の集合的な単位で予想信用損失を算定するにあたって用いるグループとは異なるものと考えられる。

BC127. 次に、本適用指針では、予想信用損失引当金の変動に重要性がある場合には、当期中の予想信用損失引当金の変動に関する説明を注記するとしており、変動の要因の分析には、例えば、次のものが含まれるとしている（第 76 項参照）。

- (1) 債権等のポートフォリオの構成
- (2) 購入又は組成した債権等の定量的情報
- (3) 予想信用損失の金額の大きさ

BC128. 前項(1)は、例えば、保有する債権等のポートフォリオが変動したことにより予想信用損失引当金が増減した場合に予想信用損失引当金の変動の要因として注記することが考えられる。また、前項(3)について、前項(1)及び(2)以外の要因によって予想信用損失引当金の金額が増減することがあると考えられる。例えば、債権等の元本の金額が増減しない場合であってもデフォルトの発生確率の変動により予想信用損失の金額が増減した場合に予想信用損失引当金の変動の要因として注記することが考えられる。

(3) 信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報

BC129. 本適用指針では、信用リスク管理実務及び信用リスク管理実務が予想信用損失の算定にどのように関連するのかを説明するために、次の事項を注記することとしている（第 79 項参照）。

- (1) 信用リスクの著しい増大に関する判定方法（第 24 項に従って信用リスクが低いと判断した債権等の種類及びその判断の方法並びに第 10 項の推定の反証方法を含む。）
- (2) デフォルトの定義及びデフォルトの定義を決定した理由
- (3) 予想信用損失を集合的な単位で算定した場合には、集合的な単位の決定方法
- (4) 信用減損金融資産の判定方法
- (5) 直接減額の方針（回収の合理的な見込みがないという兆候及び直接減額したが依然として履行強制活動の対象とする債権等に係る方針に関する情報を含む。）

BC130. また、本適用指針では、予想信用損失の算定に用いるインプット、仮定及び見積技法を説明するために、次の事項を注記することとしている（第 81 項参照）。

- (1) インプット及び仮定の基礎並びに次のものに用いる見積技法

- ① 12 か月及び全期間の予想信用損失の算定
 - ② 信用リスクが著しく増大したかどうかの判定
 - ③ 信用減損金融資産に該当するかどうかの判定
- (2) 将来予測的な情報の反映方法
 - (3) 当期中に行った見積技法又は重要な仮定の変更及び変更の理由

BC131. ここで、BC90 項のとおり、簡素化された予想信用損失の算定方法を適用する場合には、次の事項を注記することが考えられる。

- (1) 第 56 項に従い内部信用格付を活用して判定する方法を適用する場合には、当該方法を適用している旨、並びに正常先を優良格付、中間格付及び要判定格付に区分する方法等
- (2) 第 63 項に従い正常先のうち要判定格付、その他要注意先又は要管理先に区分された内部信用格付に含まれる債務者に対する債権等について、それぞれの区分の単位で、リスク特性が類似した債権等のグループごとに当該グループに係る平均残存期間を用いる場合には、その旨及び内容
- (3) 第 64 項に従い信用損失が発生する可能性について、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮する場合には、その旨

なお、上述の内容について重要な会計方針の注記として記載する場合、信用リスク管理実務及び予想信用損失の算定プロセスに関する情報において繰り返す必要はなく、重要な会計方針の注記を参照することができると考えられる。

(4) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報 (信用リスク・エクスポージャーの開示)

BC132. 本適用指針では、財務諸表利用者が信用リスク・エクスポージャーを評価し、信用リスクの著しい集中を理解できるようにするために、信用リスク格付ごとに債権等の取得価額又は償却原価、及び信用リスクに対するエクスポージャーを第 82 項(1)から(3)の区分ごとに注記することとしている。

BC133. 審議においては、当該開示を BC122 項に記載した実務上の困難さが特に高いと思われる注記事項の 1 つとして取り上げ、コスト及び便益の観点から検討を行った。審議の結果、当該開示の作成にあたっては複数の情報を組み合わせる必要があることから一定のコストが生じると考えられるものの、信用リスクの軽減及び一定期間にわたる全体的な信用リスクの変動に関する目的適合性のある有用な情報を財務諸表利用者へ提供することになり、財務諸表利用者の情報ニーズを満たすことになると考えられることから、便益がコストを上回るとして当該開示を取り入れることとした。

BC134. ただし、会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権については、実務負担を軽減するために単純化した会計処理を定めることとした

趣旨と整合するよう、前項の開示を求めず、一定の期日経過日数に基づいて注記することができるとしている（本適用指針第 83 項参照）。

（担保及び他の信用補完が予想信用損失に与える影響）

BC135. 担保及び他の信用補完は、予想信用損失についての企業の見積りの重要な要素であることから、本適用指針では、担保及び他の信用補完が予想信用損失の金額に与える影響を理解できるようにするための情報を注記することとしている（第 88 項参照）。当該注記は、担保及び他の信用補完の時価に関する情報を開示するものではなく、予想信用損失の算定に含めた担保の正確な価値の定量的情報を開示するものでもないと考えられる。

BC136. 本適用指針第 88 項(1)の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額とは、例えば、債権については償却原価から金融商品実務指針第 140 項に従って相殺した金額及び予想信用損失引当金を控除した後の額となるとしている（本適用指針第 90 項参照）。これは、翌期以降の財務諸表に影響を与える可能性のある金額を開示することを目的としたものである。

BC137. 第 90 項(2)の金融保証契約について、保証類似行為（保証予約又は経営指導念書等の差入れ）が含まれるかどうかは、その法的効力が金融保証契約と同様と認められるかについて期末における状況に応じて判断することが考えられる。

（担保権の実行による資産の取得）

BC138. 本適用指針では、担保権を実行することにより、当期中に資産を取得した場合は、期末において保有している当該資産について注記することとしている（第 91 項参照）。これは、担保によって取得した資産について貸借対照表に計上される金額を示すことを目的とするものである。

BC139. 前項に記載した定めについて、我が国の現行実務では、担保は売却して債権等を回収することが通常であるため、担保権の実行による資産の取得は通常想定されないと考えられる。しかしながら、海外では担保権の実行によって資産を取得する実務もあり得ると考えられることから、連結決算の観点では海外子会社において当該事象が生じ、注記が必要となる可能性がないとは言えないと考えられるため、当該定めを設けることとした。

（直接減額）

BC140. 本適用指針では、当期中に直接減額した金額のうち、依然として履行強制活動を継続している債権等の契約上の未回収残高を注記することとしている（第 92 項参照）。これは、第 79 項(5)の直接減額の方針と併せて直接減額に関する情報を提供すること

を目的としたものである。

(5) 本適用指針の適用開始に関する開示

BC141. 本適用指針の適用初年度においては、企業会計基準第 24 号第 10 項(5)の注記に代えて、本適用指針の適用開始前の債権等に係る貸倒引当金又は他の引当金の最終残高と、本適用指針に従って算定した期首の予想信用損失引当金との調整を可能とする情報を開示することとしている(第 94 項参照)。これは、財務諸表利用者に本適用指針への移行の影響を評価するための情報を提供することを目的とするものである。

BC142. なお、本適用指針の適用初年度において、本適用指針適用前の金融商品会計基準等に従ったとした場合の貸倒引当金又は他の引当金の金額を開示する必要はない。

IV. 適用時期等

1. 適用時期

BC143. 本適用指針の適用時期は、20XX 年改正会計基準と同様とすることとした。

2. 経過措置

(1) 本適用指針の適用初年度の期首時点で存在する債権等に関する予想信用損失の算定

BC144. 本適用指針の適用初年度の経過措置について、IFRS 第 9 号における経過措置に関する定めをベンチマークとして検討を行った。IFRS 第 9 号においては、適用開始日において、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったかどうかの判定に過大なコストや労力が必要となる場合には、当該金融商品が報告日現在で信用リスクが低い場合を除き、当該金融商品の認識の中止が行われるまで、損失評価引当金を各報告日現在の全期間の予想信用損失に等しい金額で認識しなければならないと定めている。これは過大なコストや労力が必要となる場合に対する救済措置と考えられる。

審議の結果、本適用指針の適用にあたり、債権等の発生の認識時点におけるデフォルト発生リスクを遡って把握することについて過大なコストや労力が必要となる場合があると考えられることから、国際的な会計基準との整合性を考え、IFRS 第 9 号と同様の経過措置を設けることとした。なお、予想信用損失の算定時点において当該債権等の信用リスクが低い場合は、信用リスクが低い金融資産に関する定め(第 24 項から第 27 項参照)を適用することができる。

(2) 開示

BC145. 会計基準の適用初年度については、20XX 年改正会計基準が適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の利益剰余金及びその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用することとしており(会計基準第 44-3 項)、また、適

用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととしている（会計基準第 44-4 項）。このため、本適用指針においても、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従い組替えを行うことを要しないこととした（本適用指針第 97 項参照）。さらに、本適用指針第 72 項に記載した内容を適用初年度の比較情報に記載することを要しないこととした（本適用指針第 98 項参照）。

設 例

<設例全般の留意点について>

本適用指針の設例は、会計基準及び本適用指針で示された内容について理解を深めるために参考として示されたものであり、次の点に留意する必要がある。

- ・ 仮定として示された前提条件の記載内容は、経済環境や各企業の実情等に応じて異なり得るものであり、異なる前提条件の下では会計処理が変わる可能性がある。
- ・ 本設例の信用リスクが著しく増大しているかどうかの判定及び予想信用損失の算定において例示した状況や考慮した要因、評価及び見積りに用いた方法、評価及び判断の結果等は、各企業の業種・業態、保有する金融資産の性質及び規模、並びにそれらに応じた信用リスク管理の方法と、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、評価の対象となる特定の金融商品に関連性のある合理的で裏付け可能な情報の性質や程度によって異なり得るものである。
- ・ 設例における勘定科目の名称は便宜的に示したものであり、取引の実態に即して決定することとなる。

[設例 1] 信用リスクが著しく増大しているケース

1. 前提条件

- (1) 銀行 A は、B 社に対して財務レバレッジ比率に関する財務制限条項付きで貸付を行った。

2. 貸付金の発生の認識時における信用リスクの評価

- (1) 銀行 A は、B 社への貸付金の発生の認識時に信用リスクに関連する次の情報を識別した。
 - ① B 社の財務レバレッジ比率は内部信用格付が同等の債務者と比較して高い水準にあるが、貸付期間にわたって財務制限条項には抵触しないと予想される。
 - ② B 社の収益及びキャッシュ・フローは、同社の属する業界動向に照らし、貸付期間にわたって安定的に推移すると予想される。
 - ③ B 社の既存事業の粗利益の成長性には、若干の事業リスクが認められる。
- (2) 当該貸付金は購入又は組成した信用減損債権の定義を満たさない。

3. 期末における信用リスクの著しい増大の判定

- (1) 貸付実行後 B 社に関して、次の状況が識別された。
 - ① マクロ経済の悪化による総販売数量の減少により、B 社の収益及び正味キャッシ

- ュ・フローは事業計画を下回っている。
- ② B社の棚卸資産への支出が増加した一方、売上高が予想を下回った。この対応として、手元流動性を高めるために、コミットメント・ラインから多くの引出しが行われている。
- ③ 3.(1)①及び②の結果、財務レバレッジ比率が悪化し、財務制限条項に抵触する水準に近づいている。
- (2) 銀行Aは、3.(1)で識別した状況を含む、過大なコストや労力を掛けずに利用可能で、貸付実行時以降の信用リスクの増大の程度の評価に関連性のあるすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮し、第18項に照らして、期末におけるB社に対する貸付金に係る信用リスクを次のとおり評価した。
- ① B社の債券の取引価格が低下しており、新たな貸付を実行する際のクレジット・スプレッドも信用リスクの増大を反映し、より大きくなっている。ベンチマーク金利の水準が変わっていないことや、類似企業の債券価格は下落していないことから、これらは、市場環境の変化によるものではなく、B社固有の要因に起因している可能性が高い(第18項(3)参照)。
- ② 銀行Aは、B社の信用リスクの悪化を反映し、B社の内部信用格付を引き下げた(第18項(5)参照)。
- ③ マクロ経済環境の悪化は当面継続する見込みであり、これによりB社のキャッシュ・フロー創出能力及び財務レバレッジ比率の改善にさらに不利な影響を与えると予想される(第18項(6)参照)。
- ④ B社は財務制限条項への抵触に近づいており、これを回避するために貸付金の条件緩和又は財務制限条項の改定が必要となる可能性がある(第18項(13)参照)。
- (3) 銀行Aは、3.(2)の評価に基づき総合的に判定した結果、当該貸付金については、発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していると判定し(会計基準第27項)、全期間の予想信用損失を算定した(会計基準第28項(2))。

[設例2] 信用リスクが著しく増大していないケース

1. 前提条件

- (1) 銀行Cは、景気循環のある製造業で事業を行う企業グループの持株会社であるD社に貸付を実行した。
- (2) D社グループの構造は複雑で変更が多く、投資者がグループの業績予想を分析することや持株会社レベルで利用可能な資金を予測することが困難である。
- (3) 銀行Cは、予想存続期間にわたる信用リスクを反映した内部信用格付を付与することによって貸付金の信用リスクを管理している。銀行Cの内部信用格付は、過去、現

在及び将来予測に関する情報を考慮している。

2. 貸付金の発生の認識時における信用リスクの評価

- (1) 銀行Cは、貸付金の実行時に、信用リスクに関連する次の情報を識別した。
 - ① 貸付実行時点における業界の見通しは、海外需要の一層の増大が見込まれ、良好である。一方、原材料価格の変動性が高く、景気循環サイクルによる売上高の減少が予想される。
 - ② D社の財務レバレッジ比率は許容水準であるが、現在の貸付金の満期までの期間は短く、D社の負債を借り換える能力には懸念がある。また、D社がグループ内の事業子会社からの受取配当金を原資として金利の支払を継続する能力についても懸念がある。
 - ③ D社の財務レバレッジ比率は内部信用格付が同等の債務者と同列であり、貸付金の予想存続期間にわたるカバレッジ比率の余力は高いと予想される。
- (2) 銀行Cは、2.(1)に基づきD社の貸付金の発生の認識時における信用リスクを次のように評価した。
 - ① 当該貸付金は相当程度の信用リスクに晒されており、投機的な要素がある。また、D社に影響を与える不確実性(D社グループの将来キャッシュ・フローの見通しの不確実性を含む。)により、デフォルトが発生する可能性があると判断した。
 - ② しかし、当該貸付金は購入又は組成した信用減損債権の定義を満たさない。

3. 期末における信用リスクの著しい増大の判定

- (1) 貸付実行後、D社の信用リスクに関連する次の状況が識別された。
 - ① D社は、主要な子会社5社のうち3社で市況悪化による販売数量の大幅な下落があったが、業界の景気循環サイクルに照らし、販売数量は今後数か月後には改善が見込まれると対外公表した。他の子会社2社の売上高は安定的であった。
 - ② D社は、事業合理化のため、子会社の事業再編についても対外公表した。これにより、既存の負債を借り換える能力及び子会社のD社に対する配当を支払う能力が高まることになる。
- (2) 期末において銀行Cは、次の要因を考慮した。
 - ① 銀行Cの信用リスク管理部門は、D社の直近の状況は、内部信用格付を引き下げるほど重大なものではないと判断した(第18項(5)参照)。
 - ② D社の主要な子会社における販売数量の下落は貸付実行時から予想されたものである。また、銀行Cは、景気循環サイクルに照らしてD社の今後の販売数量の改善が見込まれると予想している(第18項(7)参照)。
 - ③ 事業子会社の再編により、既存の負債を借り換える能力に関して、引き続き懸念はあるものの、D社の負債を借り換える能力及び子会社のD社への配当の利用可能

性が高まるため、D社の信用リスクを減少させると考える（第18項(7)参照）。

- (3) 銀行Cは、3.(2)を考慮し、市況の悪化が継続するという予想にかかわらず、当該貸付金の発生の認識以降に信用リスクが著しく増大していなかったと判定し（会計基準第27項）、銀行CはD社への貸付金について全期間の予想信用損失ではなく、12か月の予想信用損失を算定した（会計基準第28項(1)）。その際、本設例2.及び3.で識別した状況及び信用リスク評価を考慮し、今後12か月間のデフォルト発生リスクの増大及びデフォルトが発生した場合の信用損失に関して、現在の予想を反映するように見直した。

[設例3] 十分な担保のある債権等

1. 前提条件

- (1) 銀行Eは、F社に不動産担保ローン（満期5年）を実行した。当該ローンはノンリコース・ローンではない。
- (2) 当該ローンは、担保不動産の価値に対する融資の比率（LTV比率）50%で組成され、不動産に対する第1順位の担保で保全されている。
- (3) 当該ローンは購入又は組成した信用減損債権の定義を満たさない。

2. 期末における信用リスクの著しい増大の判定

- (1) ローン実行後、F社の信用リスクに関連する次の状況が識別された。
- ① F社の売上高と営業利益は景気後退により減少した。また、規制強化が予想されており、これにより売上高と営業利益は、さらに不利な影響を受けるおそれがある。F社の事業に対するこれらの不利な影響は、重大で継続的なものとなる可能性がある（第18項(7)及び(9)参照）。
- ② F社のフリー・キャッシュ・フローは、2.(1)①の最近の事象及び予想される不利な経済状況の結果、ローンの予定返済の履行が逼迫する水準まで減少すると見込まれる。フリー・キャッシュ・フローがさらに悪化する場合、ローンは期日経過となる可能性がある（第18項(7)参照）。
- ③ 最近の第三者鑑定評価では、不動産の価値が下落しており、LTV比率は70%に悪化している。
- (2) 2.(1)に基づき、期末において、銀行Eは、F社への不動産担保ローンの信用リスクを次のように評価し、ローン実行後に信用リスクが著しく増大していると判定し（会計基準第27項）、全期間の予想信用損失を算定した（会計基準第28項(2)）。
- ① 期末において、本適用指針第24項に従って、当該ローンは信用リスクが低いとは評価できない。
- ② F社は、フリー・キャッシュ・フローが少しでも悪化すると、ローンの契約上の支払が履行できなくなる可能性があり、相当程度の信用リスクに晒されている。

- ③ 信用リスクの著しい増大の判定において不動産価値の下落を考慮しない。

3. 予想信用損失の算定

銀行Eは、F社への不動産担保ローンに対して全期間の予想信用損失を算定するが、担保不動産の売却による回収（担保の取得及び売却のコストを調整）を反映した結果、全期間の予想信用損失は非常に少額と算定された。

[設例 4] 集合的評価

1. 前提条件

- (1) 銀行Gは、個人向け住宅ローンを2つの地域で提供している。
- (2) 住宅ローン申込手続の一部として、借手は、雇用先の業種などの情報を提供することが求められている。
- (3) 期末において銀行Gは、2つの地域で経済状況の著しい悪化が見込まれると判断した。失業率の上昇により、住宅ローンのポートフォリオに関するデフォルト率は増加すると予想している。
- (4) 地域1及び地域2では、銀行Gは個々の住宅ローンについて自動化したスコアリングを行っていないため、期日経過の状況によりデフォルト発生リスクを管理している。
- (5) 銀行Gは、期日経過が1か月超のすべてのローンについて、ローン実行以降に信用リスクが著しく増大しているものとして取り扱っている。
- (6) 銀行Gは、借手である各個人の信用リスクに関する情報として期日経過情報のみを用いるが、さらに、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な他の将来予測的な情報を考慮して、後述の方法により、期日経過が1か月超の住宅ローン以外の住宅ローンについても、信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定する。

2. 集合的な単位での信用リスクの著しい増大の判定方法

- (1) 包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定するにあたり、債権等を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングすることができる場合には、当該グループについて予想信用損失を算定する（第5項参照）（以下「ボトムアップ・アプローチ」という。）。
- (2) 包括的な信用リスクを考慮した集合的な単位で予想信用損失を算定するにあたり、共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングできない場合、信用リスクが著しく増大したとみなされる債権等のグループを識別し、当該グループについて予想信用損失を算定する（第6項参照）（以下「トップダウン・アプローチ」という。）。

3. ボトムアップ・アプローチによる信用リスクの著しい増大の判定

- (1) 地域 1 は、石炭及び関連製品の輸出に大きく依存している鉱山地域を含んでいる。
- (2) 銀行 G は、石炭輸出が大幅に減少しており、これによりいくつかの炭鉱が閉鎖されると予想している。
- (3) 炭鉱閉鎖により失業が生じると予想されるため、銀行 G は、炭鉱に雇用されている借手に対する住宅ローンは、期日経過前であっても、ローン実行以降にデフォルト発生リスクが著しく増大していると判断した。
- (4) 銀行 G は、ボトムアップ・アプローチを適用し、共通の信用リスク特性に基づくサブポートフォリオのグルーピングとして、ローン申請手続情報に基づき、住宅ローンのポートフォリオを借手が雇用されている業界別に区分した。
- (5) 銀行 G は、3. (4) のグルーピングに基づき、主な雇用先として炭鉱に依存している借手に対する住宅ローンについて全期間の予想信用損失を算定し(会計基準第 28 項(2))、他のすべての住宅ローン(期日経過が 1 か月超の住宅ローンなど、個別的に評価されたものを除く。)については、12 か月の予想信用損失を算定した(会計基準第 28 項(1))。
- (6) なお、地域 1 で雇用を炭鉱に依存している借手に対する住宅ローンであっても、新規に実行されるものは、実行時点では 12 か月の予想信用損失で算定する債権に該当するが(信用減損している場合を除く。)、予想される炭鉱の閉鎖により、住宅ローンの一部は、実行直後に信用リスクが著しく増大していると評価される可能性がある。

4. トップダウン・アプローチによる信用リスクの著しい増大の判定

- (1) 地域 2 では、過去の経験から、金利上昇が変動金利型の住宅ローンに係る将来のデフォルト増加の先行指標として識別されている。
- (2) 銀行 G は、地域 2 における住宅ローンの変動金利ポートフォリオは同質であるため、地域 1 のように、信用リスクが著しく増大していると予想される顧客を識別できるような共通のリスク特性に基づきサブポートフォリオにグルーピングすることはできないと判断した。
- (3) 一方で、銀行 G は、4. (1) で識別した住宅ローンのポートフォリオのデフォルト発生リスクと金利上昇との相関に基づき、トップダウン・アプローチにより、当該ポートフォリオのうち、信用リスクが著しく増大している部分を識別できると判断した。
- (4) 銀行 G は、住宅ローンのポートフォリオの予想存続期間にわたり金利が上昇すると予測し、過去の情報に基づき、金利が 2% (200 ベーシスポイント) 上昇すると、変動金利型の住宅ローンのポートフォリオの 20% について信用リスクが著しく増大しているを見積った。
- (5) 4. (4) に基づき、銀行 A は、地域 2 における変動金利型の住宅ローンのポートフォリオの 20% について全期間の予想信用損失を算定し(会計基準第 28 項(2))、残りの

80%部分（期日経過が1か月超の住宅ローンなど、個別的に評価されたものを除く。）
について12か月の予想信用損失を算定した（会計基準第28項(1)）。

[設例5] 貸付実行時の信用リスクの上限との比較

1. 前提条件

- (1) 銀行Hは、契約条件が類似した自動車ローンのポートフォリオを2つ有している。
- (2) 銀行Hの各ローンの実行時の方針は内部信用格付システムに基づいており、顧客の信用履歴、銀行Hと他の商品に関する取引履歴及びその他の要因を考慮し、格付1（最も低い信用リスク）から格付10（最も高い信用リスク）までの内部信用格付を各ローン実行時に付与する。
- (3) デフォルト発生リスクは、内部信用格付の悪化につれて指数関数的に増大する。例えば、格付1と格付2のデフォルト発生リスクの差は格付2と格付3のデフォルト発生リスクの差よりも小さい。
- (4) ポートフォリオ1は、内部信用格付が同等である既存の顧客に提供されたローンで構成されており、実行時の内部信用格付はすべて格付3又は格付4である。
- (5) 銀行Hは、ポートフォリオ1について内部信用格付が格付5以下の顧客に対して自動車ローンは実行しないこととしている。
- (6) ポートフォリオ2は、自動車ローンの広告を契機とした顧客に提供されたローンで構成されており、実行時の内部信用格付は格付4から格付7である。
- (7) 銀行Hは、ポートフォリオ2について内部信用格付が格付8以下の顧客に対して自動車ローンは実行しないこととしている。

2. 期末におけるポートフォリオ1の信用リスクの著しい増大の判定

- (1) 銀行Hは、ポートフォリオ1のすべてのローンについて、1.(4)に基づき実行時の信用リスクが同等であったと評価した。
- (2) 銀行Hは内部信用格付に反映されたデフォルト発生リスクを考慮し、格付3から格付5への格下げは信用リスクが著しく増大していないものと判定した。一方、格付6以下への格下げは信用リスクが著しく増大しているものと判定した。
- (3) 2.(1)及び(2)より、銀行Hは、ポートフォリオ1の各ローンの実行時の内部信用格付と期末における各ローンの内部信用格付を比較する必要はなく、期末において内部信用格付が格付6以下かどうかに基づき信用リスクの著しい増大を判定することができる。

3. 期末におけるポートフォリオ2の信用リスクの著しい増大の判定

- (1) 銀行Hは、ポートフォリオ2のローンについて、1.(6)に基づき実行時の信用リス

クは同等ではなかったと評価した。

- (2) 銀行Hは、信用リスクの著しい増大は、新たに自動車ローンを実行するとしている水準よりも信用リスクが増大している場合（すなわち、内部信用格付が格付8以下の場合）にだけ生じているのではないと判定している。
- (3) 3. (1)及び(2)より銀行Hは、ポートフォリオ2の各ローンは実行時の内部信用格付が多様であるため、期末における内部信用格付が格付8以下かどうかに基づき信用リスクの著しい増大を判定することはできず、各ローンの実行時の内部信用格付と期末における各ローンの内部信用格付を比較した。
- (4) 例えば、実行時の内部信用格付が格付4であるローンについて、期末に内部信用格付が格付6に格下げとなった場合、信用リスクが著しく増大している可能性がある。したがって、期末において内部信用格付が格付8以下かどうかに基づき信用リスクの著しい増大を判定することはできない。

【設例6】 債務者単位での信用リスクの評価

【設例6-1】 債務者単位で信用リスクを評価できるケース

1. 前提条件

- (1) 銀行Iは信用リスク管理の目的上、信用リスクを債務者単位で評価する。銀行Iの内部信用格付は格付1（最も低い信用リスク）から格付10（最も高い信用リスク）であり、デフォルト発生リスクは、内部信用格付が悪化するにつれて指数関数的に増大する。
例えば、格付1と格付2のデフォルト発生リスクの差は格付2と格付3のデフォルト発生リスクの差よりも小さい。
- (2) 銀行Iは、20X0年に契約期間15年の貸付10,000千円をJ社に実行した。
- (3) 20X0年の貸付実行時において、J社の内部信用格付は格付4であった。
- (4) 銀行Iは、20X5年にJ社に追加で契約期間10年の貸付5,000千円を実行した。当該貸付実行時のJ社の内部信用格付は格付6であった。
- (5) J社は、20X7年に大口顧客との契約を維持できず、これに伴い売上高が大幅に減少した。この結果、銀行IはJ社が借入金を弁済する能力が著しく低下することになると考え、内部信用格付を格付8に変更した。

2. 債務者単位での信用リスクの著しい増大の判定

- (1) 銀行Iは、債務者単位で信用リスクを評価し、J社宛のすべての貸付金について、信用リスクが著しく増大していると判定し（会計基準第27項）、全期間の予想信用損失を算定した（会計基準第28項(2)）。
- (2) J社の信用リスクが最も高かった直近の貸付実行時（20X5年）以降に信用リスクが著しく増大しているため、債務者単位での信用リスクの評価は、貸付金ごとの信用リ

スクの評価と同じ結果となる。

[設例 6-2] 債務者単位で信用リスクを評価できないケース

1. 前提条件

- (1) 銀行 I は信用リスク管理の目的上、信用リスクを債務者単位で評価する。銀行 I の内部信用格付は格付 1（最も低い信用リスク）から格付 10（最も高い信用リスク）であり、デフォルト発生リスクは、内部信用格付が悪化するにつれて指数関数的に増大する。
例えば、格付 1 と格付 2 のデフォルト発生リスクの差は格付 2 と格付 3 のデフォルト発生リスクの差よりも小さい。
- (2) 銀行 I は、20X0 年に契約期間 20 年の貸付 150,000 千円を K 社に実行した。
- (3) 20X0 年の貸付実行時において、K 社の内部信用格付は格付 4 であった。
- (4) 経済状況が悪化し、20X5 年に K 社製品の需要は著しく減少した。売上高の減少に伴うキャッシュ・フローの減少により、K 社は銀行 I への借入金について、分割返済の一部を支払えなかった。
- (5) 銀行 I は、K 社の内部信用格付を格付 7 に見直し、債務者単位で信用リスクが著しく増大していると判定し、貸付金 150,000 千円に対して全期間の予想信用損失を算定した。
- (6) 銀行 I は、20X6 年に貸付実行時点の高い信用リスクを考慮した上で、K 社に契約期間 5 年の新規貸付 50,000 千円を実行した。

2. 債務者単位での信用リスクの著しい増大の判定

- (1) 1. (5) より K 社は債務者単位で信用リスクが著しく増大していると判定されたが、1. (6) の新規の貸付金については、全期間の予想信用損失を算定しない。
- (2) 1. (6) の新規の貸付金の実行時以降に当該貸付金に係る信用リスクは著しく増大していないため、債務者単位での信用リスクの評価と個々の貸付金の信用リスクの評価が異なる結果となる。

[設例 7] デフォルトの発生確率を用いた予想信用損失の算定

[設例 7-1] 個別に算定するケース

1. 前提条件

- (1) 銀行 L は、契約期間 10 年の分割返済型貸付金 1,000,000 千円を組成した。
- (2) 銀行 L は、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いて入手した類似の信用リスクを有する金融商品についての予想、借手の信用度及び今後 12 か月の経済見通しを考慮し、当該貸付金の 12 か月以内のデフォルトの発生

確率（12 か月 PD）を 0.5%と見積った。

- (3) 銀行 L は、信用リスクの著しい増大の判定にあたって、12 か月 PD の変動が全期間 PD の変動の合理的な近似値であると判断した（第 15 項参照）。
- (4) 期末において 12 か月 PD の変動はなく、銀行 L は当該貸付金の組成時以降に信用リスクが著しく増大していないと判定した。
- (5) 銀行 L は、当該貸付金がデフォルトとなった場合の損失率（デフォルト発生時損失率（LGD））を 25%と見積った。
- (6) 期末において、当該貸付金に係る支払期限は到来前である。
- (7) この設例では単純化のため、貨幣の時間価値を考慮していない。

2. 予想信用損失の算定

銀行 L は、当該貸付金について 12 か月の予想信用損失に等しい金額の予想信用損失を次のように算定した。

$$1,000,000 \text{ 千円} \times 0.5\% \text{ (12 か月 PD)} \times 25\% \text{ (LGD)} = 1,250 \text{ 千円}$$

[設例 7-2] 集散的に算定するケース

1. 前提条件

- (1) 銀行 M は、1,000 件の契約期間 5 年の一括返済型貸付金のポートフォリオを 1 件あたり 1,000 千円の合計 1,000,000 千円を取得した。
- (2) 銀行 M は、当該ポートフォリオの平均 12 か月 PD を 0.5%と見積った。
- (3) 銀行 M は、当該ポートフォリオは返済の大部分が 12 か月よりも先の期間に生じるため、12 か月 PD の変動を用いて信用リスクの著しい増大を判定することは適切ではなく、全期間の PD を用いることとした（第 14 項及び第 15 項参照）。
- (4) 期末において、銀行 M は当該ポートフォリオの組成時以降に信用リスクが著しく増大していないと判定し（会計基準第 27 項）、12 か月の予想信用損失を算定した（会計基準第 28 項(1)）。
- (5) 銀行 M は、期末における当該ポートフォリオの平均 12 か月 PD は組成時と変わらず 0.5%、平均 LGD は 25%と見積った。
- (6) この設例では単純化のため、貨幣の時間価値を考慮していない。

2. 債務者単位での信用リスクの著しい増大の判定

- (1) 銀行 M は、当該ポートフォリオの信用リスク特性は類似しているため、予想信用損失を集散的な単位で算定することが適切であると判断した（第 5 項参照）。
- (2) 銀行 M は、当該ポートフォリオについて 12 か月の予想信用損失に等しい金額の予

想信用損失を次のように算定した。

$$1,000,000 \text{ 千円} \times 0.5\% \text{ (平均 12 か月 PD)} \times 25\% \text{ (平均 LGD)} = 1,250 \text{ 千円}$$

[設例 8] 貸倒実績率に基づく 12 か月の予想信用損失の算定

1. 前提条件

- (1) 銀行 N は、前期以前に額面の合計額が 500,000 千円の一括返済型貸付金 2,000 件を組成した。
- (2) 銀行 N は、共通の信用リスク特性に基づき、借手グループを次の X と Y にグルーピングした。
 - ① グループ X
 - ・ 顧客数 1,000 件
 - ・ 顧客 1 件当たりの貸付金 200 千円
 - ・ 貸付金の合計（償却原価） 200,000 千円
 - ② グループ Y
 - ・ 顧客数 1,000 件
 - ・ 顧客 1 件当たりの貸付金 300 千円
 - ・ 貸付金の合計（償却原価） 300,000 千円
- (3) 当該貸付金に係る取引コスト、期限前返済条項等のオプション及び手数料等はない。
- (4) 銀行 N は、当期にグループ X 及び Y にグルーピングされる新規貸付金を組成した。
- (5) 銀行 N は、過去のデフォルト及び損失の実績を考慮した貸倒実績率に基づき、現在の経済状況及び将来予測的な情報を考慮した上でグループ X 及び Y の予想信用損失を算定する（第 17 項参照）。

2. 予想信用損失の算定

- (1) グループ X 及び Y の過去の貸倒実績率は次のとおりであった。

（単位：千円）

	顧客数	デフォルト時の顧客 1 件当たりの貸付金（償却原価）	デフォルト時の貸付金の合計額（償却原価）	過去の年平均のデフォルト件数	デフォルトした貸付金の合計額（償却原価）	貸倒実績の現在価値 ^(*)	貸倒実績率
グループ	A	B	C=A×B	D	E=B×D	F	G=F÷C
X	1,000	200	200,000	4	800	600	0.3%
Y	1,000	300	300,000	2	600	450	0.15%

(*) 貸倒実績の割引後の金額

- (2) 期末において、銀行Nは、今後12か月のデフォルト件数について、グループXを5件、グループYを3件と見積った。また、顧客1件当たりの信用損失の現在価値は、過去の損失実績と整合すると見積った。
- (3) 貸付金の予想存続期間に基づき、銀行Nは、予想されるデフォルト件数は増加しているものの、小幅な増加であるため、当該ポートフォリオの組成時以降の信用リスクは著しく増大していないと判定した。
- (4) 銀行Nは、12か月の予想信用損失について、2.(2)に基づきグループXは750千円、グループYは675千円と算定した。この結果、グループXの予想信用損失率は0.375%、グループYの予想信用損失率は0.225%と算定された。

(単位：千円)

	顧客数	デフォルト時の顧客1件当たりの貸付金（償却原価）	デフォルト時の貸付金の合計額（償却原価）	予想デフォルト件数	デフォルトすると見込まれる貸付金の合計額（償却原価）	予想信用損失の現在価値 ^(*)	予想信用損失率
グループ	A	B	C=A×B	D	E=B×D	F	G=F÷C
X	1,000	200	200,000	5	1,000	750	0.375%
Y	1,000	300	300,000	3	900	675	0.225%

(*) 予想信用損失の割引後の金額

- (5) 銀行Nは、2.(4)で算定したグループX及びYの予想信用損失率0.375%及び0.225%を用いて、当期に実行したグループX及びYの新規貸付金のうち、信用リスクが著しく増大していない貸付金に係る12か月の予想信用損失を算定した。

〔設例9〕 クレジットカードの信用枠

1. 前提条件

- (1) 銀行0は、地域の百貨店と提携した共同ブランドのクレジットカードを顧客に提供している。
- (2) 銀行0は、顧客に対し、クレジットカード（利用残高及び未使用枠の両方）を事前通知1日で解約する契約上の権利を有している。
- (3) 一方、クレジットカードを解約する契約上の能力は、銀行0の通常の日常的な管理においては行使されておらず、信用リスクの増大が判明した時点で初めて未使用枠を解約し、個別に顧客の信用リスクのモニタリングを開始する。

- (4) 銀行 0 は、利用残高と未使用枠を区別せず、顧客へ提供したクレジットカードの信用枠ごとに、単一の契約上のキャッシュ・フローが生じるものとして信用リスク管理及び予想信用損失の算定を行っている。

2. 予想信用損失の見積期間

- (1) 期末において、クレジットカードの利用残高は 600 百万円、利用可能な未使用枠は 400 百万円である。
- (2) 銀行 0 は、クレジットカードの信用リスクに晒される期間は、カードを解約する 1 日の事前通知に限定されないと判断した（第 40 項参照）。
- (3) 銀行 0 は、次の要因を考慮して当該クレジットカードの信用枠について信用リスクに晒されると見込まれる期間を 30 か月と決定した（第 42 項参照）。
- ① 類似の金融商品について信用リスクに晒された期間
 - ② 類似の金融商品について信用リスクが著しく増大してからデフォルトが発生するまでの期間の長さ
 - ③ 信用リスクが増大した場合に貸手が実行すると見込まれる信用リスク管理行動（例えば、未使用限度額の引下げ又は撤廃等）

3. 信用リスクの著しい増大の判定

- (1) 期末において、銀行 0 は、当該クレジットカード信用枠（利用残高及び未使用枠）について、発生の認識以降の信用リスクの変動を評価し、クレジットカード信用枠の 25% について信用リスクが著しく増大していると判定した（第 6 項参照）。
- (2) 3. (1) より、全期間の予想信用損失を算定するクレジットカード信用枠は 250 百万円（利用残高 150 百万円、未使用枠 100 百万円）である。

4. デフォルト時の残高の見積り

銀行 0 は、当該クレジットカード信用枠の予想存続期間（30 か月）にわたる将来の引出しに関する予想を考慮し、デフォルト時の残高（EAD）を次のように見積った。

- (1) 全期間の予想信用損失を算定する部分
期末における利用残高 150 百万円 + 未使用枠のうち予想存続期間にわたる予想引出額 50 百万円 = 200 百万円
- (2) 12 か月の予想信用損失を算定する部分
期末における利用残高 450 百万円 + 今後 12 か月の予想引出額 50 百万円 = 500 百万円

5. 予想信用損失の算定

- (1) 銀行 0 は 2. 及び 4. で見積った予想存続期間及び EAD を用いてクレジットカード信

用枠の全期間の予想信用損失及び 12 か月の予想信用損失を算定する。

- (2) 銀行 0 は、予想信用損失をクレジットカードの信用枠ごとに算定しており、利用残高に係る予想信用損失と未使用枠に係る予想信用損失を区分して識別することができないため、未使用枠に係る予想信用損失を利用残高に係る予想信用損失と一括して計上する。合算した予想信用損失が貸付金の償却原価を上回るときには、貸付金の償却原価を上回る額を引当金として計上する（第 36 項参照）。

〔設例 10〕 期日経過に応じた引当率を定める方法

1. 前提条件

- (1) 製造会社である P 社は、期末において 30,000 百万円の売掛金ポートフォリオを有している。
- (2) P 社は 1 つの地域のみで営業しており、売掛金ポートフォリオは信用リスク特性が共通する多数の小規模顧客で構成されている。
- (3) 当該売掛金は、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた重要な金融要素を含まない売掛金であるため、予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定する（会計基準第 28-4 項）。
- (4) P 社は期日経過に応じた引当率を用いて予想信用損失を算定する（本適用指針第 38 項参照）。
- (5) 期日経過に応じた引当率は、売掛金の貸倒実績率を基礎とし、将来予測的な見積りを反映し算定される。

2. 予想信用損失の算定

- (1) P 社は、期末において、売掛金の貸倒実績率を更新し、経済状況が翌年度にわたり悪化すると見込まれるという将来予測を考慮し、次のように期日経過に応じた引当率を見積った。

	期日経過なし	1 か月以内の期日経過	1 か月超 2 か月以内の期日経過	2 か月超 3 か月以内の期日経過	3 か月超の期日経過
引当率	0.3%	1.6%	3.6%	6.6%	10.6%

- (2) P 社は、2. (1) の期日経過に応じた引当率を用いて予想信用損失を算定した。

（単位：百万円）

	取得価額	予想信用損失 (取得価額×引当率)
期日経過なし	15,000	45
1 か月以内の期日経過	7,500	120

1 か月超 2 か月以内の期日経過	4,000	144
2 か月超 3 か月以内の期日経過	2,500	165
3 か月超の期日経過	1,000	106
	30,000	580

参考（開示例）

本適用指針の開示例は、会計基準及び本適用指針で示された内容についての理解を深めるために参考として示されたものであり、記載方法及び記載内容は各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。

〔開示例 1〕 予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表及び債権の償却原価の著しい変動に関する情報

1. 前提条件

- (1) この開示例では、第 75 項から第 78 項に従って債権等の特徴が類似するグループごとに予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表及び予想信用損失引当金の変動の要因となった債権の償却原価の著しい変動に関する情報を提供する 1 つの方法を示している。なお、予想信用損失引当金の変動の要因となった債権の償却原価の著しい変動に関する情報について、この開示例では債権の償却原価の期首残高から期末残高の調整表を用いているが、調整表の形式により注記することは必ずしも求められない。
- (2) 住宅ローンを債権等の特徴が類似するグループの 1 つとしている。また、購入又は組成した信用減損債権については示していない。

2. 注記例

(単位：百万円)

住宅ローン－貸倒引当金	12 か月の 予想信用損失	全期間の 予想信用損失	信用減損金融資産 (全期間の 予想信用損失)
期首残高	xxx	xxx	xxx
全期間の予想信用損失への振替	△xxx	xxx	-
信用減損金融資産への振替	△xxx	△xxx	xxx
12 か月の予想信用損失への振替	xxx	△xxx	-
組成、購入、回収及び売却した債権等	xxx	△xxx	△xxx
直接減額	-	△xxx	△xxx
モデル又はリスク変数の			

変更	xxx	xxx	xxx
その他の変動	xxx	xxx	xxx
期末残高	xxx	xxx	xxx

貸倒引当金の変動の要因となった住宅ローンの償却原価の著しい変動は、次のとおりである。

〇〇ポートフォリオにおいて、住宅ローン残高がX%増加し、12か月の予想信用損失で算定された貸倒引当金が増加した。

〇〇地域の一部の貸出先について破綻が生じたことにより、〇〇ポートフォリオ xxx 百万円を直接減額し、貸倒引当金が xxx 百万円減少した。

〇〇地域における失業率の上昇により、全期間の予想信用損失を算定する住宅ローン残高が増加し、全期間の予想信用損失で算定された貸倒引当金が xxx 百万円増加した。

(単位：百万円)

住宅ローン—償却原価	12か月の 予想信用損失	全期間の 予想信用損失	信用減損金融資産 (全期間の 予想信用損失)
期首残高	xxx	xxx	xxx
全期間の予想信用損失に 振り替えた債権等	△xxx	xxx	-
信用減損金融資産に振り 替えた債権等	△xxx	△xxx	xxx
信用減損金融資産から振 り替えた債権等	xxx	xxx	△xxx
組成、購入、回収及び売却 した債権等	xxx	△xxx	△xxx
直接減額	-	△xxx	△xxx
その他の変動	xxx	xxx	xxx
期末残高	xxx	xxx	xxx

〔開示例 2〕 信用リスク・エクスポージャーの開示

〔開示例 2-1〕 信用リスク格付ごとの債権等の償却原価及び信用リスクに対するエクスポージャー

1. 前提条件

- (1) この開示例では、第 82 項から第 85 項に従って、信用リスク・エクスポージャーを評価し信用リスクの著しい集中を理解できるようにするために、信用リスク格付ごとに債権等の償却原価を開示する方法の 1 つを示している。
- (2) 信用リスクが著しく集中する可能性を有するものには、例えば、ローン・トゥ・バリュウ（LTV）比率に基づくグルーピング、特定の企業又は企業集団、業種、地域並びに発行者の種類が集中が含まれる。
- (3) 開示に用いる信用リスク格付の数は、企業が信用リスク管理目的で経営者に報告している数と整合的である必要がある。
- (4) 次の 3 つの信用リスク格付ごとに開示する方法を示しているが、(3) のとおり企業の信用リスク管理との整合性の観点から開示に使用する信用リスク格付を決定する必要がある。

① 内部信用格付別

この開示例では、内部信用格付を用いて信用リスク管理を行っており、地域別（ここでは国内・海外）に開示する場合の例を示している。

② 外部信用格付別

この開示例では、外部信用格付を用いて信用リスク管理を行っており、発行者の種類別（ここでは国債・社債）に開示する場合の例を示している。

③ デフォルトの発生確率別

この開示例では、デフォルトの発生確率を用いて信用リスク管理を行っており、ポートフォリオ別（ここでは金融機関・事業法人）に開示する場合の例を示している。

2. 注記例

(1) 内部信用格付別

(単位：百万円)

	国内		海外	
	12 か月	全期間	12 か月	全期間
内部信用格付 1-2	XXX	XXX	XXX	XXX
内部信用格付 3-4	XXX	XXX	XXX	XXX

内部信用格付 5-6	xxx	xxx	xxx	xxx
内部信用格付 7	xxx	xxx	xxx	xxx
合計	xxx	xxx	xxx	xxx

(2) 外部信用格付別

(単位：百万円)

	国債		社債	
	12 か月	全期間	12 か月	全期間
AAA	xxx	-	xxx	-
AA	-	-	xxx	-
A	-	-	xxx	-
BBB	-	-	xxx	-
BB	-	-	-	xxx
合計	xxx	xxx	xxx	xxx

(3) デフォルトの発生確率別

(単位：百万円)

	金融機関		事業法人	
	12 か月	全期間	12 か月	全期間
0.00-0.10	xxx	-	xxx	-
0.11-0.40	xxx	-	xxx	-
0.41-1.00	xxx	xxx	xxx	xxx
1.01-3.00	xxx	xxx	xxx	xxx
3.01-6.00	-	xxx	-	xxx
6.01-11.00	-	xxx	-	xxx
11.01-17.00	-	xxx	-	xxx
17.01-25.00	-	xxx	-	xxx
25.01-50.00	-	xxx	-	xxx
50.01-100.00	-	xxx	-	xxx
合計	xxx	xxx	xxx	xxx

[開示例 2-2] 会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って算定される収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権

1. 前提条件

- (1) この開示例では、会計基準第 28-4 項及び第 28-5 項に従って、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形及び売掛金等、並びにリースにより生じた債権について予想信用損失を全期間の予想信用損失に等しい金額により算定した場合において、期日経過日数に基づいて注記する方法の 1 つを示している。
- (2) 企業 A は、自動車を製造し、ディーラーと顧客に対する債権を有している。この開示例では、企業 A は、ディーラーと顧客は債権等の特徴が類似する別個のグループとして開示している。

2. 注記例

(単位：百万円)

	1 か月以内	1 か月超	2 か月超	3 か月超	合計
ディーラー					
予想信用損失率	X%	X%	X%	X%	
取得価額又は償却原価	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
全期間の予想信用損失	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
顧客					
予想信用損失率	X%	X%	X%	X%	
取得価額又は償却原価	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx
全期間の予想信用損失	xxx	xxx	xxx	xxx	xxx

以 上